

# 第 6 次兵庫県環境基本計画 令和 6 年度点検・評価結果

兵庫県



## 目次

|     |                                           |    |
|-----|-------------------------------------------|----|
| 1   | 概要                                        | 1  |
| (1) | 趣旨                                        | 1  |
| (2) | 点検・評価の方法                                  | 1  |
| (3) | 点検・評価結果(概要)                               | 2  |
| ア   | 脱炭素分野                                     | 2  |
| イ   | 自然共生分野                                    | 4  |
| ウ   | 資源循環分野                                    | 6  |
| エ   | 健全・快適分野                                   | 8  |
| 2   | 各分野の状況                                    | 9  |
| (1) | 脱炭素                                       | 9  |
| ア   | 温室効果ガス排出量の削減(重点目標)                        |    |
| (ア) | 温室効果ガス排出量削減率[2013年度比]                     | 9  |
| イ   | 再生可能エネルギーの導入                              |    |
| (ア) | 再生可能エネルギーによる発電量                           | 10 |
| ウ   | 環境と共生するまちづくり                              |    |
| (ア) | 水素ステーション基数(累計)                            | 11 |
| (イ) | 新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合(上記のうちゼロエミッション車の割合) | 11 |
| (ウ) | 一般廃棄物排出量                                  | 12 |
| (エ) | オフィス・店舗等でのエネルギー消費量の削減割合[2013年度比]          | 12 |
| (オ) | 県内の住宅用太陽光発電システムによる発電量                     | 13 |
| エ   | CO <sub>2</sub> の吸収・固定                    |    |
| (ア) | 間伐実施面積                                    | 13 |
| (イ) | 県内素材生産量                                   | 14 |
| (ウ) | 漁場環境改善面積(累計)                              | 14 |
| オ   | 地域循環共生圏                                   |    |
| (ア) | 地域主導で行う再エネ導入に向けた取組件数(累計)                  | 14 |
| (イ) | 木質バイオマス発電用燃料供給量(累計)                       | 14 |
| カ   | 脱炭素経営・脱炭素型ライフスタイルへの転換                     | 15 |
| キ   | まとめ                                       | 16 |
| (2) | 自然共生                                      | 18 |
| ア   | ネイチャーポジティブの実現(重点目標)                       |    |
| (ア) | 県土(陸域)の自然環境保全割合                           | 18 |
| イ   | 人と野生動物の共存                                 |    |
| (ア) | 野生鳥獣による農林業被害額                             | 18 |
| ウ   | 外来生物対策の推進                                 |    |
| (ア) | 県内で定着が確認された特定外来生物の種の数                     | 19 |
| エ   | 里地里山の管理                                   |    |
| (ア) | 里山林整備面積(累計)                               | 20 |
| (イ) | 環境創造型農業の生産面積                              | 20 |
| (ウ) | 自然を活かした川づくり・年間整備率                         | 21 |
| オ   | 里海の管理                                     |    |
| (ア) | 漁場環境改善面積(累計)                              | 21 |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (イ) 漁船漁業・海面養殖生産量        | 22 |
| カ 人と自然のふれあいの場の充実        | 23 |
| キ まとめ                   | 25 |
| (3) 資源循環                | 26 |
| ア 廃棄物の発生の最小化（重点目標）      |    |
| (ア) 一般廃棄物排出量            | 26 |
| (イ) 産業廃棄物排出量            | 26 |
| イ 再生利用の推進               |    |
| (ア) 一般廃棄物再生利用率          | 27 |
| (イ) 産業廃棄物再生利用率（汚泥除く）    | 27 |
| (ウ) 容器包装廃棄物分別収集率        | 27 |
| ウ バイオマス資源の利活用           |    |
| (ア) 木質バイオマス発電用燃料供給量（累計） | 28 |
| エ 廃棄物の最終処分量の削減          |    |
| (ア) 一般廃棄物最終処分量          | 29 |
| (イ) 最終廃棄物最終処分量          | 29 |
| オ 産業廃棄物の適正処理の推進         |    |
| (ア) 電子マニフェスト加入者数        | 29 |
| (イ) 産業廃棄物優良認定処理業者       | 30 |
| カ 県民参加活動の推進             | 30 |
| キ まとめ                   | 31 |
| (4) 健全・快適               | 32 |
| ア 大気環境の保全               | 32 |
| イ 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止    | 33 |
| ウ 身近な生活環境の保全            | 34 |
| エ 不法投棄対策の推進             | 34 |

## 1 概要

### (1) 趣 旨

「第6次兵庫県環境基本計画」(令和7年3月策定)の着実かつ効果的な推進を図るため、県内の環境の現状及び県施策の実施状況を点検し、計画の進捗状況を評価します。

点検・評価の結果については、県ホームページで公表するなど広く発信し、県民等多様な主体と共有します。

#### 【施策体系】

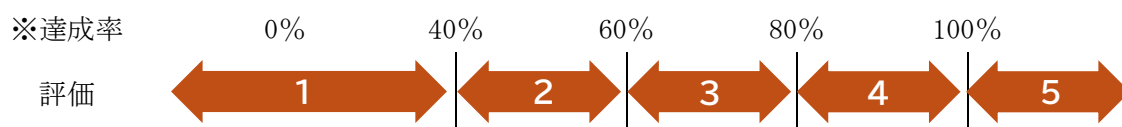
- ①脱炭素・自然共生・資源循環を基軸とし、環境価値を創出
- ②環境施策等の統合的な展開によって、健全・快適な生活環境を確保
- ③共創力を発揮するとともに、その担い手を確保



### (2) 点検・評価の方法

施策の実効性を定量的に把握するため、同計画において各分野ごとに設定した66の「ひょうご環境指標」により、進捗状況（達成率）を点検・評価します。

具体的には、「脱炭素」、「自然共生」、「資源循環」の基軸3分野の取組、及び「共創力」の取組について、計画最終年度の令和12年度目標をもとに計画期間年数で割り戻すなどして設定した各年度ごとの目安を指標として設定し、その進捗状況（達成率）に応じて5段階で評価します。



#### ひょうご環境指標（抜粋）

| 指標名             | 現況値<br>(年度)      | 2025<br>年度 | 2026<br>年度 | 2027<br>年度 | 2028<br>年度 | 2029<br>年度 | 2030<br>年度 |
|-----------------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 再生可能エネルギーによる発電量 | 73億kWh<br>(2023) | 81億kWh     | 85億kWh     | 88億kWh     | 92億kWh     | 95億kWh     | 100億kWh    |

2025年度実績が79億kwhであれば、年度目標81億kWhに対する達成率は97%で評価は「4」

また、「健全・快適」分野の取組については、環境基準等を指標として、毎年度の達成状況を確認し、評価します。

〈今回の点検・評価にあたって〉

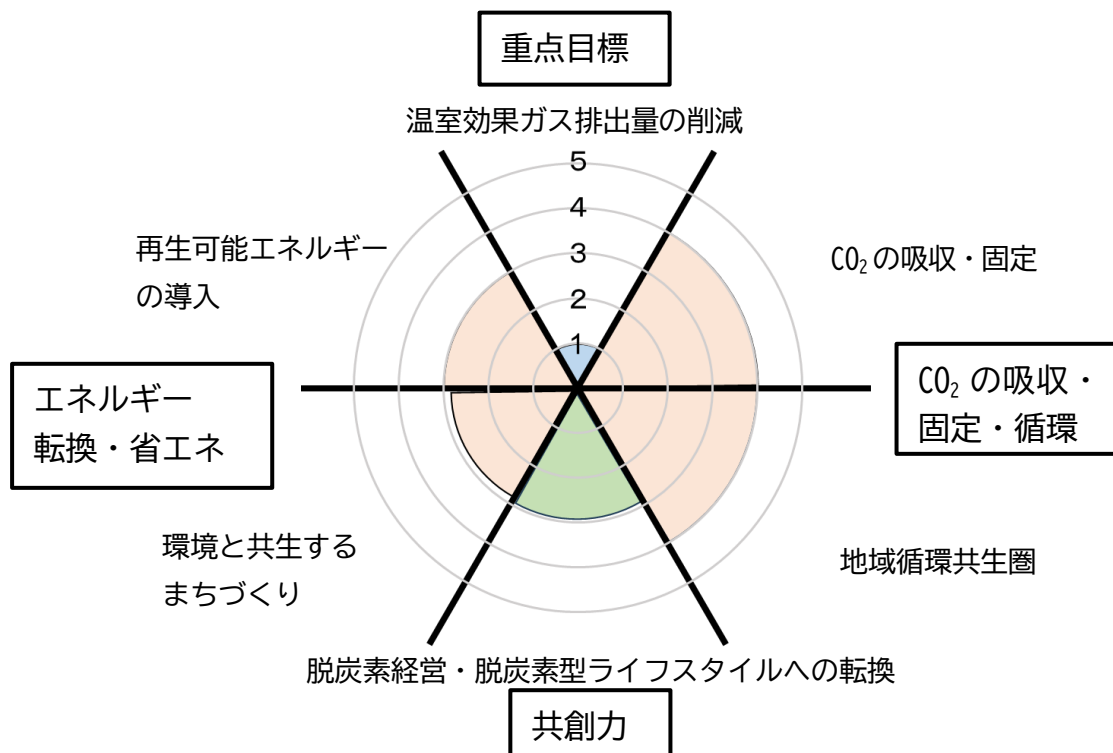
第6次兵庫県環境基本計画の計画期間は令和7年度からであり、令和6年度の実績に対する指標を設定していませんが、このたびの点検・評価では、来年度以降の点検・評価に向けた基礎的な資料とするため、計画最終年度である令和12年度目標に対する令和6年度実績を評価し、達成状況を確認します。

### (3) 点検・評価結果（概要）

#### ア 脱炭素分野

| No.                       | 区分                     | 指標名                               | 個別評価 | 全体評価 |
|---------------------------|------------------------|-----------------------------------|------|------|
| 重点目標                      |                        |                                   |      |      |
| 1                         | 温室効果ガス排出量の削減           | 温室効果ガス排出量削減率[2013 年度比]            | 1    | 1    |
| エネルギー転換・省エネ               |                        |                                   |      |      |
| 2                         | 再生可能エネルギーの導入           | 再生可能エネルギーによる発電量                   | 3    | 3    |
| 3                         | 環境と共生するまちづくり           | 水素ステーション基数（累計）                    | 1    | 2.7  |
| 4                         |                        | 新規登録車（乗用車）のうち次世代自動車の割合            | 3    |      |
| 5                         |                        | 上記のうちゼロエミッション車（EV・FCV）の割合         | 4    |      |
| 6                         |                        | 一般廃棄物排出量                          | 2    |      |
| 7                         |                        | オフィス・店舗等でのエネルギー消費量の削減割合[2013 年度比] | 3    |      |
| 8                         |                        | 県内の住宅用太陽光発電システムによる発電量             | 3    |      |
| CO <sub>2</sub> の吸収・固定・循環 |                        |                                   |      |      |
| 9                         | CO <sub>2</sub> の吸収・固定 | 間伐実施面積                            | 4    | 4    |
| 10                        |                        | 県内素材生産量                           | 4    |      |
| 11                        |                        | 漁場環境改善面積（累計）                      | 4    |      |
| 12                        | 地域循環共生圏                | 地域主導で行う再エネ導入に向けた取組件数（累計）          | 3    | 4    |
| 13                        |                        | 木質バイオマス発電用燃料供給量                   | 5    |      |
| 共創力                       |                        |                                   |      |      |
| 14                        | 脱炭素経営・脱炭素型ライフスタイルへの転換  | RE100、RE-Action への参加事業者数（累計）      | 1    | 2.8  |
| 15                        |                        | ひょうご脱炭素経営スクール（累計）                 | 1    |      |
| 16                        |                        | 兵庫県地球温暖化防止活動推進員活動件数               | 5    |      |
| 17                        |                        | 家庭の脱炭素型ライフスタイルによる脱炭素量             | 4    |      |
| 18                        |                        | 主な社会教育施設における環境学習プログラム参加者数         | 5    |      |
| 19                        |                        | 次世代人材育成プログラム参加者数                  | 1    |      |

※下線を引いている指標は、施策分野を横断する指標（以下同じ）



### 【重点目標】

- ・「温室効果ガス排出量削減率」は、令和12年度で▲48%の目標に対し、直近の実績（令和4年度）は▲16.9%であり、近年、横ばい傾向となっています。なおこの度、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に採択されたことを受け、令和7年度から令和11年までの5箇年において、太陽光発電設備等や地域内の里山間伐材等を活用する木質バイオマスボイラーの導入補助を実施し、再生可能エネルギーの導入促進を加速化するとともに、温室効果ガス排出削減を図ります。

### 【エネルギー転換・省エネ】

- ・「再生可能エネルギーの発電量」は、今回大きく実績を伸ばし、73億kWh（令和12年度目標100億kWh）に達しています。さらに今後は、事業者用太陽光発電の共同調達支援事業を実施するなど、一層の取組強化を図ります。
- ・「水素ステーション設置基数」は、令和12年度で20基という目標に対し、令和6年度末で5基にとどまっています。このたび、FC商用車の需要が相当程度見込まれる「重点地域」として国に選定されたことを受け、今後は国の支援も活用し、さらなる整備促進を図ります。

### 【CO<sub>2</sub>の吸収・固定・循環】

- ・「漁場環境改善面積（累計）」は、目標達成に向けて着実に進捗しており、引き続き、藻類の育成が可能な増殖場の整備を適地で進めるとともに、藻場・干潟等のブルーカーボン生態系の拡大を図るため、産学官民による「ひょうごブルーカーボン連絡会議」において令和6年度に策定した「ひょうごアマモ場再生・創出ガイドブック」等を活用した藻場拡大の取組促進を図ります。

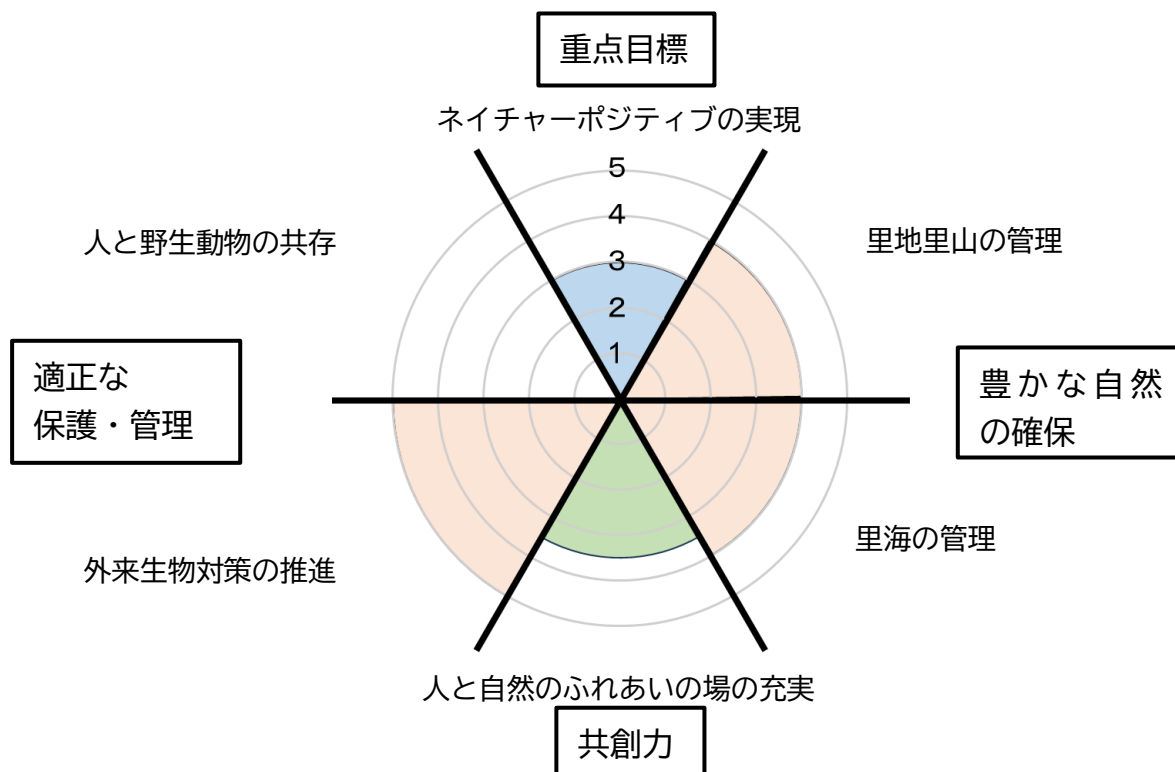
### 【共創力】

- ・新たに「ひょうご脱炭素経営スクール」を開校し、企業の自主的な脱炭素化を支援するとともに、「RE100、RE-Actionへの参加事業者」の拡大に向けて引き続き取り組む必要があります。
- ・「次世代人材育成プログラム参加者数」のうち、地域循環共生圏の創出を担う人材育成事業である「脱炭素×SDGsオーガナイザー育成プログラム」の参加者数の増加に向けて、周知の徹底やプログラム内容の充実に努めます。

## イ 自然共生分野

| No.      | 区分             | 指標名                              | 個別評価 | 全体評価 |
|----------|----------------|----------------------------------|------|------|
| 重点目標     |                |                                  |      |      |
| 1        | ネイチャー・ポジティブの実現 | 県土（陸域）の自然環境保全割合                  | 3    | 3    |
| 適正な保護・管理 |                |                                  |      |      |
| 2        | 人と野生動物の共存      | 野生鳥獣による農林業被害額                    | —※   | —※   |
| 3        | 外来生物対策の推進      | 県内で定着が確認された特定外来生物の種の数            | 5    | 5    |
| 豊かな自然の確保 |                |                                  |      |      |
| 4        | 里地里山の管理        | 里山林整備面積（累計）                      | 4    | 4    |
| 5        |                | 環境創造型農業の生産面積                     | 4    |      |
| 6        |                | 自然を活かした川づくり・年間整備率                | 4    |      |
| 7        | 里海の管理          | 漁場環境改善面積（累計）                     | 4    | 4    |
| 8        |                | 漁船漁業・海面養殖生産量                     | 4    |      |
| 共創力      |                |                                  |      |      |
| 9        | 人と自然のふれあいの場の充実 | 居住地域で、山、川、海などの自然環境が守られていると思う人の割合 | 2    | 3.5  |
| 10       |                | 県立都市公園の年間利用者数                    | 5    |      |
| 11       |                | 県内の自然公園年間利用者数                    | 4    |      |
| 12       |                | 生物多様性保全プロジェクト選定件数                | 4    |      |
| 13       |                | 主な社会教育施設における環境学習プログラム参加者数        | 5    |      |
| 14       |                | 次世代人材育成プログラム参加者数                 | 1    |      |

※下げるのが望ましい指標だが、計画策定（R7.3）以降新たな実績値が出ていないため、5段階評価は実施しない





### 【重点目標】

- ・令和5年度の「県土（陸域）の自然環境保全割合」は22.5%と、順調に推移しています。令和12年度目標30%に向けて、引き続き、ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの普及啓発や自然共生サイトの登録促進等に取り組みます。

### 【適正な保護・管理】

- ・「野生鳥獣による農林業被害額」は、415百万円と減少傾向です。引き続き、ICT技術とデータに基づく、効率的な捕獲や追払い、集落点検を行う「スマート獣害対策モデル」の育成などに取り組みます。
- ・「県内で定着が確認された特定外来生物の種」は31種で、現状、定着種数に変動はありませんが、特にナガエツルノゲイトウやクビアカツヤカミキリ、アライグマ、ヌートリアなどの特定外来生物については、生息域が拡大していることから、関係機関と連携して一層の普及啓発や早期発見・早期防除に取り組みます。

### 【豊かな自然の確保】

- ・「環境創造型農業の生産面積」は着実に増加しています。環境創造型農業の推進に向けては、地球温暖化対策への貢献も新たな視点として加えた施策展開を図ることとしています。生産拡大とあわせ、販売対策や県民の理解醸成、担い手育成等も進め、普及拡大に取り組みます。

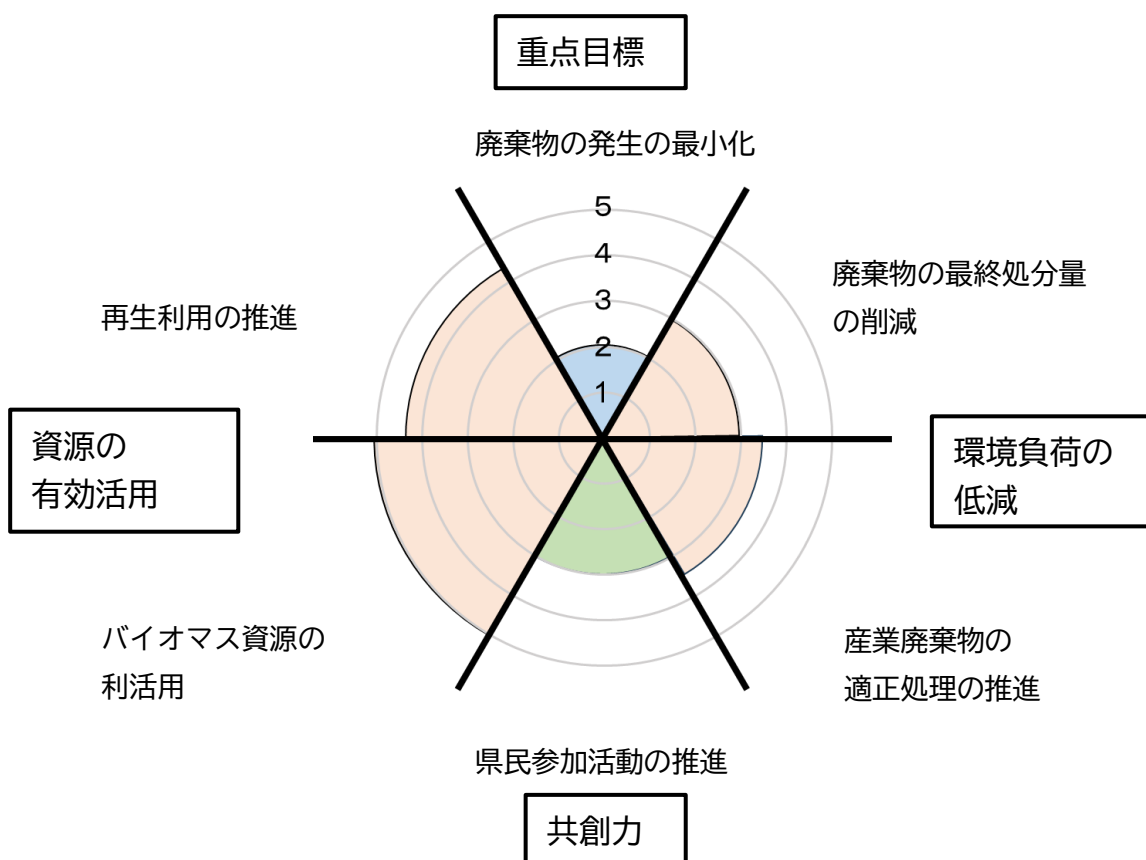
### 【共創力】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷していた「都市公園・自然公園の年間利用者数」や「主な社会教育施設における環境学習プログラム参加者数」が、感染症拡大前の水準まで回復しつつあります。引き続き、人と自然のふれあいの場の充実を図る取組を進め、「居住地域で、山、川、海などの自然環境が守られていると思う人の割合」の増加をめざします。
- ・「次世代人材育成プログラム参加者数」のうち、環境活動団体の活動発表やポスター展示、グループディスカッションを通して参加団体の交流を促す「ひょうごユースecoフォーラム」の参加者数の増加に向けて、参加団体同士の連携・協働を促進する必要があります。

# ウ 資源循環分野

| No.     | 区分            | 指標名                       | 個別評価 | 全体評価 |
|---------|---------------|---------------------------|------|------|
| 重点目標    |               |                           |      |      |
| 1       | 廃棄物の発生の最小化    | 一般廃棄物排出量                  | 2    | 2    |
| 2       |               | 産業廃棄物排出量                  | —※   |      |
| 資源の有効活用 |               |                           |      |      |
| 3       | 再生利用の推進       | 一般廃棄物再生利用率                | 3    | 4.3  |
| 4       |               | 産業廃棄物再生利用率（汚泥除く）          | 5    |      |
| 5       |               | 容器包装廃棄物分別収集率              | 5    |      |
| 6       | バイオマス資源の利活用   | 木質バイオマス発電用燃料供給量           | 5    | 5    |
| 環境負荷の低減 |               |                           |      |      |
| 7       | 廃棄物の最終処分量の削減  | 一般廃棄物最終処分量                | 1    | 3    |
| 8       |               | 産業廃棄物最終処分量                | 5    |      |
| 9       | 産業廃棄物の適正処理の推進 | 電子マニフェスト加入者数              | 4    | 3.5  |
| 10      |               | 産業廃棄物の優良認定処理業者            | 3    |      |
| 共創力     |               |                           |      |      |
| 11      | 県民参加活動の推進     | クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数     | 3    | 3    |
| 12      |               | 主な社会教育施設における環境学習プログラム参加者数 | 5    |      |
| 13      |               | 次世代人材育成プログラム参加者数          | 1    |      |

※下げるのが望ましい指標だが、計画策定(R7.3)以降新たな実績値が出ていないため、5段階評価は実施しない



### 【重点目標】

- ・「一般廃棄物排出量」は1,687千tで減少傾向であるが、「産業廃棄物排出量」は23,410千tで増加傾向となっています。一般廃棄物排出量の削減に向けて、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減やフードドライブによる食品ロス対策などに取り組むとともに、産業廃棄物排出量の削減に向けて、多量排出事業者をはじめとする事業者の排出抑制対策の徹底に取り組めます。

### 【資源の有効活用】

- ・目標達成に向けて着実に進捗しています。引き続き、PETボトルや食品トレーの水平リサイクルに取り組むとともに、スポーツウェアやワークウェア（作業服・企業ユニフォーム等）を回収し、新たなウェアの原料素材へ再生する取組など、資源の有効活用につながる取組を推進します。

### 【環境負荷の低減】

- ・一般廃棄物最終処分量は181千tで減少傾向、産業廃棄物最終処分量は532千tで概ね横ばいです。引き続き、単純焼却の削減や、マテリアル・ケミカルリサイクル、水平リサイクル等を推進します。

### 【共創力】

- ・クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数は、55.6万人で増加傾向です。引き続き、ゴミ拾いアプリ「ピリカ」等を活用した啓発や環境美化活動に取り組むとともに、ひょうご海ごみリーダー養成講座を開催するなど、次世代の人材育成に努めます。

## エ 健全・快適分野

| 区分                   | No. | 指標名                                | 毎年度の目標値    | R6実績 |
|----------------------|-----|------------------------------------|------------|------|
| 1 大気環境の保全            |     | 一般環境大気測定局における環境基準達成状況              |            |      |
|                      | 1   | 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )           | 100%を維持    | 100% |
|                      | 2   | 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )           | 100%を維持    | 100% |
|                      | 3   | 浮遊粒子状物質 (SPM)                      | 100%を維持    | 100% |
|                      | 4   | 光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )        | 100%をめざし上昇 | 0%   |
|                      | 5   | 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )       | 100%を維持    | 100% |
|                      |     | 自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況             |            |      |
|                      | 6   | 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )           | 100%を維持    | 100% |
|                      | 7   | 浮遊粒子状物質 (SPM)                      | 100%を維持    | 100% |
|                      | 8   | 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )       | 100%を維持    | 100% |
| 2 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止 | 9   | 大気環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況         | 100%を維持    | 100% |
|                      | 10  | 有害物質に係る環境基準達成状況                    | 100%を維持    | 100% |
|                      | 11  | 河川における生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準達成状況   | 100%を維持    | 100% |
|                      | 12  | 海域における化学的酸素要求量 (COD) の環境基準達成状況     | 100%をめざし上昇 | 73%  |
|                      | 13  | 湖沼における化学的酸素要求量 (COD) の環境基準達成状況     | 100%をめざし上昇 | 0%   |
|                      | 14  | 公共用水域における健康項目の環境基準達成状況             | 100%をめざし上昇 | 96%  |
|                      | 15  | 公共用水域における全窒素・全りん の環境基準達成状況         | 100%を維持    | 100% |
|                      | 16  | 瀬戸内海における望ましい栄養塩類濃度 (全窒素・全りん) 達成状況  | 100%をめざし上昇 | 24%  |
| 3 身近な生活環境の保全         | 17  | 水質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況         | 100%を維持    | 100% |
|                      | 18  | 底質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況         | 100%を維持    | 100% |
| 4 不法投棄対策の推進          | 19  | 自動車騒音測定地点における全時間帯 (昼・夜) での環境基準達成状況 | 100%をめざし上昇 | 82%  |
|                      | 20  | 10t 以上の不法投棄事案の件数                   | ゼロをめざし低減   | 3 件  |

### 【大気環境の保全】

- ・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質は、全地点で環境基準達成
- ・光化学オキシダントは全地点で環境基準非達成

### 【公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止】

- ・河川BODは全水域で達成、海域CODは70～80%で横ばい、湖沼COD (1 水域) は非達成
- ・瀬戸内海における望ましい栄養塩類濃度の達成率は24%

### 【身近な生活環境の保全】

- ・主要な道路沿道での自動車騒音の環境基準達成状況は82%

### 【不法投棄対策の推進】

- ・10t以上の大規模な不法投棄事案は3件発生

## 2 各分野の状況

### (1)「脱炭素」～2050年脱炭素社会の実現～

#### ア 温室効果ガス排出量の削減（重点目標）

#### (7) 温室効果ガス排出量削減率[2013年度比]

（評価：1）

##### 《現状と課題》

令和4年3月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、温室効果ガス削減目標を2013(H25)年度を基準として、2030(R12)年度に48%に設定し、取組を進めています。

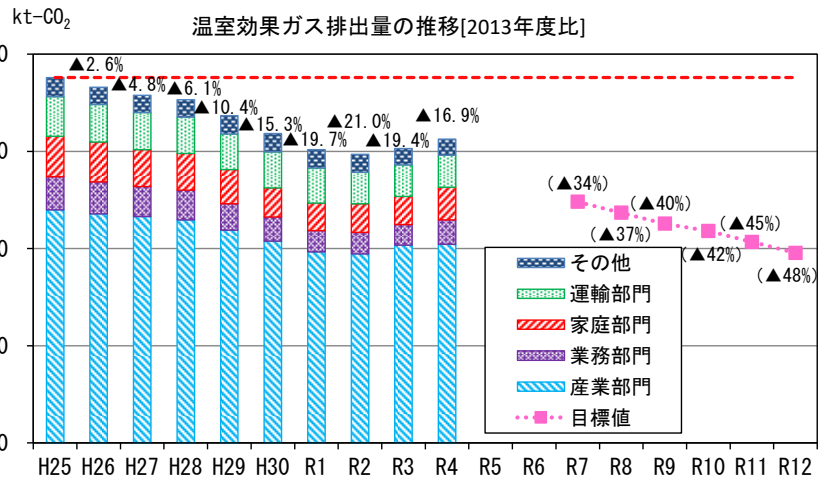
産業部門及び業務部門では、「環境の保全と創造に関する条例」により工場・事業

所に、温室効果ガス排出抑制計画の作成と措置結果の報告を求めている、令和3年7月に条例の対象事業者を拡充するなど制度強化しています。

家庭部門では、「うちエコ診断」の推進、低利の融資制度等による再生可能エネルギーの導入拡大など、温室効果ガス削減に向けた施策を展開しています。

運輸部門では、次世代自動車の普及、アイドリングストップ等のエコドライブを推進しています。

この結果、2022(R4)年度の温室効果ガス排出量は、2013(H25)年度に比べ16.9%削減したものの、新型コロナウイルス感染症による事業活動の落ち込みからの回復等もあり、排出量は近年横ばい傾向となっています。



【各年度の電力排出係数<sup>※1</sup>による算定】

(単位：千t-CO<sub>2</sub>)

| 部 門               |                   | 2013(H25)<br>年度<br>排出量 | 2021(R3)年度(確定値) |              |                            | 2022(R4)年度(速報値) <sup>※1</sup> |              |                            |                           |
|-------------------|-------------------|------------------------|-----------------|--------------|----------------------------|-------------------------------|--------------|----------------------------|---------------------------|
|                   |                   |                        | 排出量             | 【構成比】<br>(%) | 13年度比 <sup>※2</sup><br>(%) | 排出量                           | 【構成比】<br>(%) | 13年度比 <sup>※2</sup><br>(%) | 前年度比 <sup>※3</sup><br>(%) |
| エネルギー起源<br>二酸化炭素  | 産業 <sup>※4</sup>  | 47,952                 | 40,688          | 【67.1】       | ▲ 15.1                     | 40,903                        | 【65.4】       | ▲ 14.7                     | 0.5                       |
|                   | 業 務               | 6,815                  | 4,258           | 【7.0】        | ▲ 37.5                     | 4,978                         | 【8.0】        | ▲ 27.0                     | 16.9                      |
|                   | 家 庭               | 8,364                  | 5,793           | 【9.6】        | ▲ 30.7                     | 6,741                         | 【10.8】       | ▲ 19.4                     | 16.4                      |
|                   | 運 輸               | 8,128                  | 6,494           | 【10.7】       | ▲ 20.1                     | 6,575                         | 【10.5】       | ▲ 19.1                     | 1.2                       |
|                   | その他 <sup>※5</sup> | 3,923                  | 3,332           | 【5.5】        | ▲ 15.1                     | 3,302                         | 【5.3】        | ▲ 15.8                     | ▲ 0.9                     |
| 排出量 <sup>※6</sup> |                   | 75,182                 | 60,564          | 【100】        | ▲ 19.4                     | 62,498                        | 【100】        | ▲ 16.9                     | 3.2                       |

※1 国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。

※2 13年度比(%) = (当該年度排出量 - 2013年度排出量) / 2013年度排出量 × 100(%)

※3 前年度比(%) = (当該年度排出量 - 前年度排出量) / 前年度排出量 × 100(%)

※4 エネルギー転換部門を含む。

※5 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

※6 四捨五入の関係で一致しない。

注) 電力排出係数(関西電力(株)公表値)は、2013年度:0.516、2021年度:0.309、2022年度:0.420 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

## 《今後の方針》

兵庫県地球温暖化対策推進計画の温室効果ガス削減目標(2013(H25)年度比)である 2030(R12)年度 48%削減に向けて、県民・事業者・団体・行政等の各主体が一体となり、脱炭素化に取り組む必要があります。そのため、企業の自主的な脱炭素化への取組促進を目的としたスクールの開催や木質バイオマス燃料の供給元と需要先を拡大し、里山林活用活性化を目的としたコンソーシアム構築等を進めるとともに、「ひょうご 1.5℃ライフスタイルコンソーシアム」の取組等により、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を後押しします。

また、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)に採択されたことを受け、令和7年度から令和11年度までの5箇年において、太陽光発電設備等や地域内の里山間伐材等を活用する木質バイオマスボイラーの導入補助を実施し、再生可能エネルギーの導入促進を加速化するとともに、温室効果ガス排出削減を図ります。

## イ 再生可能エネルギーの導入

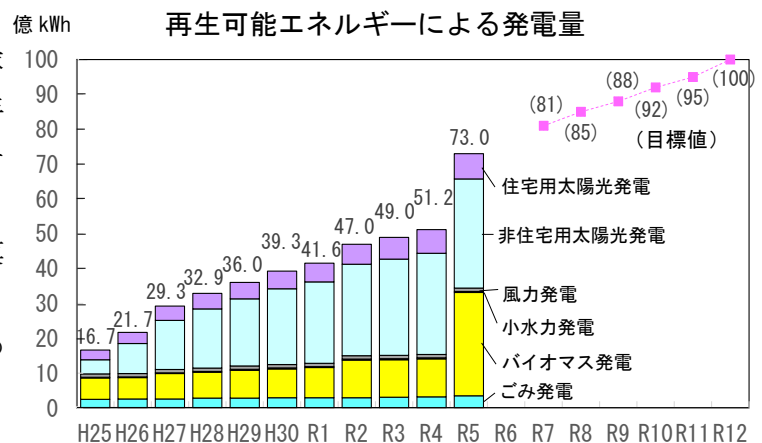
### (7) 再生可能エネルギーによる発電量

(評価: 3)

#### 《現状と課題》

令和4年3月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、2030(R12)年度に100億kWhを再生可能エネルギーで発電する目標を掲げています。

2023(R5)年度の年間発電量は大規模バイオマス発電所での発電が進むなど、2022(R4)年度に比べ、21.8億kWh増の73.0億kWhと、大幅に増加しています。再生可能エネルギーによる発電量の更なる増加に向け、引き続き、取組を強化する必要があります。



## 《今後の方針》

屋根や遊休地等の未利用地や多自然地域での自立・地域分散型エネルギーシステムの構築に資する太陽光発電の導入を一層推進するとともに、小水力発電、バイオマス発電等の導入も積極的に進め、大規模な太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及を目指します。

そのため、①家庭や中小事業者の創エネ設備等の導入支援、②使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言するRE100等への県内企業参加促進、③脱炭素経営のポイントや再生可能エネルギー導入の実践的手法について学ぶことのできる事業者向け伴走型支援の実施や④マッチングサイト等による地域発電事業者への支援、⑤次世代型太陽光発電の普及に向けた情報発信、⑥太陽光発電導入を希望する県内事業者と施工事業者のマッチング等を行う共同調達支援事業などの取組を推進します。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。



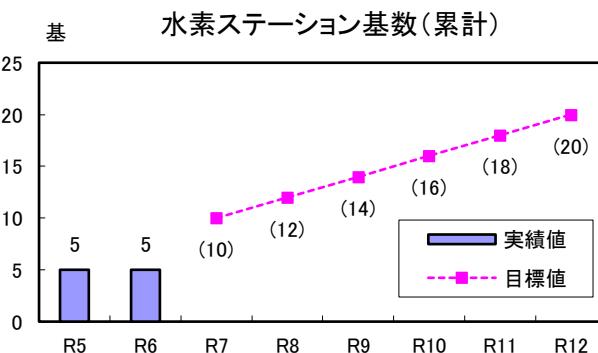
## ウ 環境と共生するまちづくり

### (7) 水素ステーション基数(累計)

(評価: 1)

#### 《現状と課題》

2014年に「兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン」を策定し、2030(R12)年までに水素ステーション 20 基の目標を立て、整備促進を図っており、2024(R6)年度までに、県内で5箇所(尼崎市、神戸市中央区・兵庫区、姫路市、三木市)の水素ステーションが整備されています。



#### 《今後の方針》

国は、2030年に向けて、安定的に、より多くの水素消費が見込まれる燃料電池商用車(FCトラックやFCバス等)の普及を目指しており、商用車へ短時間で水素充填が可能な大規模水素ステーションの整備が求められています。本県は、物流施設や大規模工場が集積する阪神・播磨地域を中心にFC商用車普及のポテンシャルが高いことから、国から「FC商用車の導入促進に関する重点地域」に選定されました。選定された地域においては、水素ステーションに対する国からの集中的な支援が得られることから、大規模水素ステーションの整備を目指して、効果的な整備条件の検討を行います。

さらに、車両についても、FC商用車の導入費への補助を行うとともに、県の補助を活用して導入した車両を対象に水素と既存燃料(軽油)との価格差について、その一部を補助することにより、ランニングコストの低減を図り、FC商用車の導入を促進します。

また、淡路地域では、再エネ由来電力によるグリーン水素の製造及び利活用を目指し、地域の需要に応じた小規模もしくは中規模の水素ステーションの整備に向けて整備条件の検討を行います。

### (4) 新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合

(評価: 3)

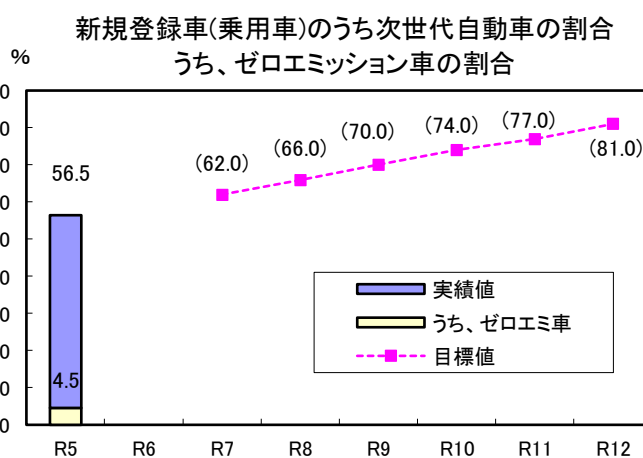
#### 上記のうちゼロエミッション車(EV・FCV)の割合

(評価: 4)

#### 《現状と課題》

補助・融資等の支援や普及啓発事業により、低公害で温室効果ガス排出の少ないハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車導入を促進するとともに、充電設備・水素ステーションのインフラ整備を促進しています。

新規登録車の台数(乗用車)のうち、次世代自動車(HV、EV、プラグインハイブリッド車、FCV、クリーンディーゼル自動車及び天然ガス自動車)の割合は、令和5年度は56.5%で、増加傾向となっており、そのうちゼロエミッション車(EV、FCV)は4.5%(令和4年度は4.2%)となっています。



## 《今後の方針》

次世代自動車の普及を促進するため、事業者等が導入する EV、FCV 等に対し、導入費の補助・融資を行います。

さらに、県自らも電気自動車用充電器の維持管理を行うとともに、公用車への次世代自動車の導入を進めます。

## (ウ) 一般廃棄物排出量

(評価：2)

「(3)「資源循環」～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～」で記載

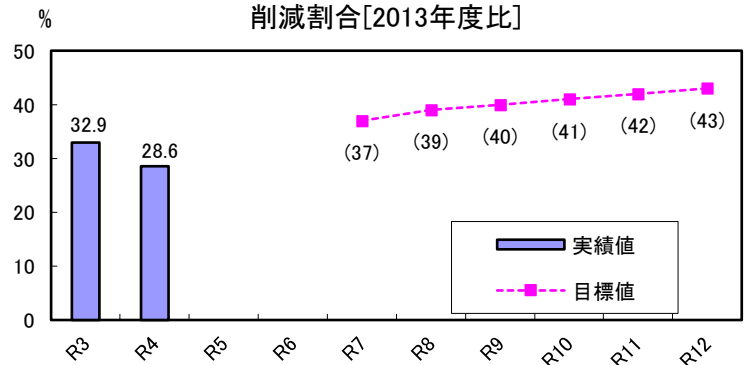
## (エ) オフィス・店舗等でのエネルギー消費量の削減割合[2013 年度比]

(評価：3)

### 《現状と課題》

2022 (R4) 年度のオフィス・店舗等でのエネルギー消費量は、平成 25 (2013) 年度比▲28.6%となっており、太陽光発電の導入、照明設備の LED 化や人感センサーの導入、断熱・日射遮断性の高い外装の導入などにより、再エネの導入と省エネ化を進める必要があります。

オフィス・店舗等でのエネルギー消費量の削減割合[2013年度比]



また、産業部門と同様に、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所における温室効果ガスの排出抑制に向け、条例による指導を行っています。

さらに、兵庫県自らも大規模な温室効果ガス排出事業者であることから、令和 3 年 3 月に策定した環境率先行動計画(ステップ 6)により、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

## 《今後の方針》

産業部門と同様に、温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果報告の公表や、条例に基づく指導を行うとともに、事業者が脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学ぶことのできるスクールを開催するなど、温室効果ガスの更なる削減を促進します。また、中小規模事業所に対する省エネ設備の更新・改修、再生可能エネルギー設備の設置補助などにより、オフィス・ビルの省エネ及び再生可能エネルギーの導入を支援します。

また、環境率先行動計画(ステップ 6)で目標に掲げる温室効果ガス排出量削減をさらに推進するため、初期投資なしで太陽光発電が導入できる PPA モデルを活用し、これまで、県有の 7 施設で太陽光発電設備を導入するとともに、導入フローを整理した手引きを作成し、同様の取組を今後実施する他自治体に提示することで太陽光発電設備導入促進を進めました。令和 7 年度からは、太陽光発電設備導入を希望する県内事業者と施工事業者のマッチング等を行う事業者用太陽光発電設備の共同調達支援事業を開始し、県内事業者の脱炭素の取組を後押しします。



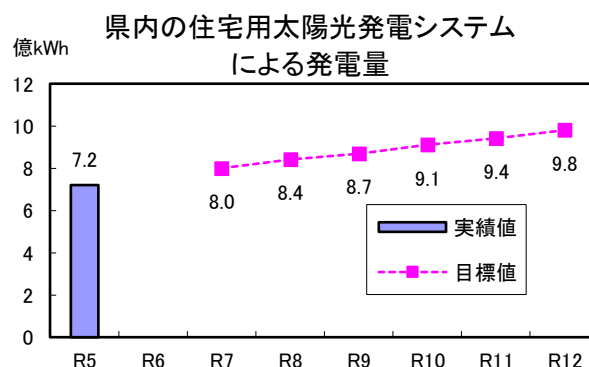
## (オ) 県内の住宅用太陽光発電システムによる発電量

(評価：3)

### 《現状と課題》

令和4年3月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で、2030(R12)年度に再生可能エネルギーによる発電量 100 億 kWh を目標としています。

住宅用太陽光発電システムによる発電量は、国の固定価格買取制度や県の融資制度、再生可能エネルギー相談支援センターの充実により、令和5年度に 7.2 億 kWh となっており、引き続き県民の再生可能エネルギーの導入を支援する必要があります。



### 《今後の方針》

「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」をうまく組み合わせて、エネルギーを最適に利用する暮らし方である「スマートライフ」の普及に向け、住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置のための低利融資を実施するほか、(公財)ひょうご環境創造協会と連携して、V2H(Vehicle to Home、電気自動車に蓄えた電力を家庭で利用するシステム)設置費用の一部を補助する等、自家発電による自家消費を促進します。

## エ CO<sub>2</sub>の吸収・固定

## (フ) 間伐実施面積

(評価：4)

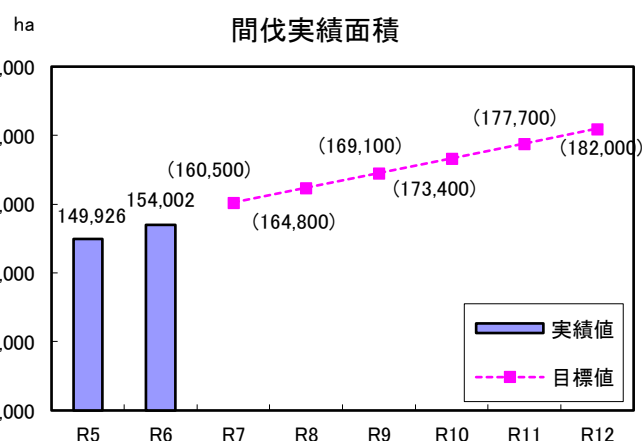
### 《現状と課題》

森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ機能を高度に発揮するため、人工林の間伐の繰り返し実施や里山林の再生等を行う「新ひょうごの森づくり」(第3期対策：令和4～令和13年度)に取り組み、経済林としての再生も進めながら、CO<sub>2</sub>吸収源としての機能向上を図っています。

人工林の間伐では、間伐した木材を建築用材やバイオマス発電燃料などに利用する「利

用間伐」が順調に進む一方で、奥地等の条件不利地での間伐は遅れています。

このため、間伐が必要な60年生以下のスギ・ヒノキ人工林について、間伐実施率100%に向けた一層の取組を進める必要があります。



### 《今後の方針》

「新ひょうごの森づくり第3期対策」(令和4～令和13年度)に基づき、市町と連携しながら公的関与による間伐を推進します。

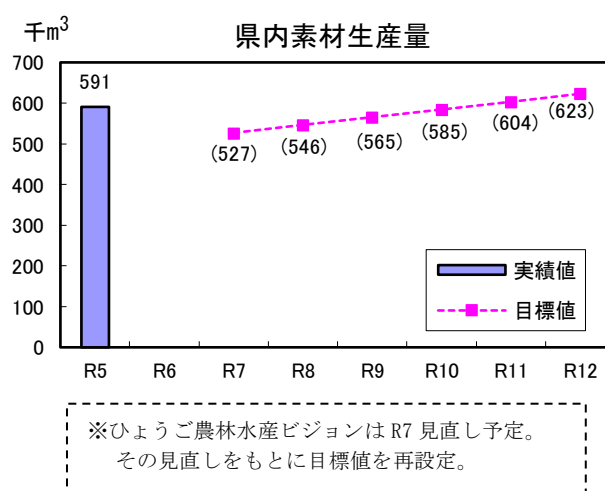
## (イ) 県内素材生産量

(評価：4)

### 《現状と課題》

県内の素材生産量は、昭和41年の893千 $\text{m}^3$ から減少が続き、平成18年には157千 $\text{m}^3$ となりました。

その後、兵庫木材センターや木質バイオマス発電所の稼働に伴う国産材需要の増加に加え、供給体制の整備（団地化、路網整備、高性能林業機械導入支援）により、令和5年には591千 $\text{m}^3$ まで上昇しました。



### 《今後の方針》

今後、住宅着工戸数の減少が見込まれているなかで、建築部材での県産木材のシェア拡大、非住宅建築物の木造・木質化の推進により県産木材の需要拡大を図るとともに、引き続き計画的な路網整備や高性能林業機械の導入支援等による供給体制の整備に取り組みます。

## (ウ) 漁場環境改善面積（累計）

(評価：4)

「Ⅱ「自然共生」～人と動植物が共存する豊かな自然の保全～」で記載

## オ 地域循環共生圏

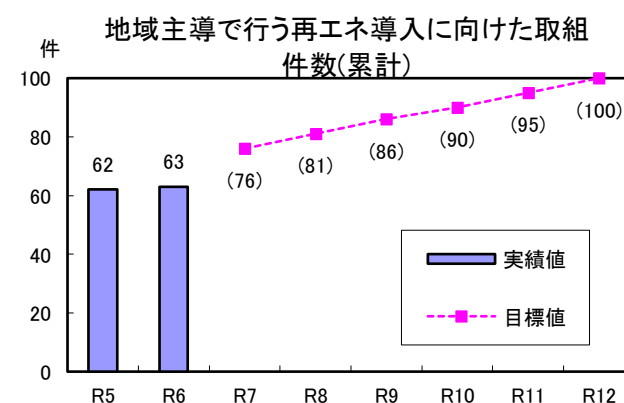
## (7) 地域主導で行う再エネ導入に向けた取組件数（累計）

(評価：3)

### 《現状と課題》

令和4年3月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で、令和12(2030)年度に地域主導で行う再エネ導入に向けた取組件数100件を目標としていますが、事業の成功事例がまだ少ない状況です。

理由として、地権者との合意形成や地元の理解が得られにくい等が挙げられます。



### 《今後の方針》

再エネを導入した地域団体による事例発表会の開催や再エネ導入事例集の作成等による成功事例の周知を図ることにより、地域団体による再エネ導入の取組を支援します。

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。

## (イ) 木質バイオマス発電用燃料供給量（累計）

(評価：5)

「(3)「資源循環」～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～」で記載

## カ 脱炭素経営・脱炭素型ライフスタイルへの転換

### 《現状と課題》

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国際的な脱炭素の要求に対し、近年では自社の脱炭素だけでなく、原材料製造時や製品使用時等も含めたサプライチェーン全体で、CO<sub>2</sub>排出量の見える化や脱炭素化をめざす動きが広がっています。RE100、RE-Actionへの参加事業者数のさらなる増加を促進するとともに、サプライチェーンを支える中小事業者においても、脱炭素化に向けた取組が求められていることから、県内中小事業者等が、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学び、行動に繋げるための伴走支援として、神戸市との共催で「ひょうご脱炭素経営スクール」を開校し、企業の自主的な脱炭素化の取組を推進しています。
- 兵庫県地球温暖化防止活動推進員は地域イベントへの出展や小学校等への出前教室など、地域での実践的なグループ活動による県民等への普及啓発を行っているものの、近年高齢化が進んでいます。
- 家庭の脱炭素型ライフスタイルへの転換に向け、移動手段のエコシフト、食品ロスの削減、脱炭素型商品の選択等、身近な脱炭素行動の普及啓発を行うとともに、令和6年度からは、脱炭素量を容易に可視化できるアプリ等と連携し、脱炭素貢献量の見える化に取り組んでいます。
- 小・中・高等学校の学校教育活動全体を通じて環境教育が展開されています。また、幼児教育においても身近な自然を通じた環境学習が進められていますが、生涯にわたる人間形成の基礎が養われる幼児期においては、更なる取組が必要です。さらに、環境保全について自ら学び伝えていく担い手の育成や実践活動を広げる観点から、若者や子育て世代、企業に対する取組も必要です。これまでの取組を活かしつつ、幼児からシニア世代までの幅広い県民が、脱炭素や自然共生、資源循環などの視点を持ち、実践につなげていくことが求められています。



脱炭素経営スクール公開講座



エコロコしぜんたいけん

### 《今後の方針》

- RE100、RE-Actionへの参加事業者数の増加に向けて(公財)ひょうご環境創造協会と連携し、参加事業者数の拡大を図ります。また、脱炭素経営スクールについては、受講者アンケート等を踏まえ、多様なニーズに対応したプログラム作りに努めるとともに、修了事業者との交流の機会を設けるなどして、先進的に脱炭素経営に取り組んでいる事業者の発信を行い、さらなる脱炭素経営推進を加速化します。
- 兵庫県地球温暖化防止活動推進員の増加に向け、周知徹底を図るとともに、学生を対象とした兵庫県地球温暖化防止活動学生推進員の活動を推進することで、人材育成を図りながら推進員の確保に努めます。
- 家庭部門での脱炭素に関して、今後は、次代のひょうごを担う若者・Z世代や子育て世代を中心にさらなるアプローチを行い、身近な脱炭素商品の周知や脱炭素貢献量の可視化を通して、県民全体

の脱炭素への意識変容を促進します。

○兵庫の自然の恵みを将来につなぐため、幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動や、若い世代を対象とした次代のリーダー育成、地域での家族、若い世代、シニア世代との交流など、あらゆる主体による環境学習・教育の取組を活かし、次代の環境を担う人づくりを進めます。また、小中学校では、引き続き環境体験事業と自然学校推進事業の関連を一層深めるとともに、地域特性に応じた多様な体験学習の実施や NPO・各種団体等との連携による環境学習・教育支援体制づくりに積極的に取り組みます。

| 指標名                         | 2023年度<br>(計画策定時※) | 2024<br>年度              | 評価 | 目標値                     |                         |                         |                         |                         |                         |
|-----------------------------|--------------------|-------------------------|----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                             |                    |                         |    | 2025<br>年度              | 2026<br>年度              | 2027<br>年度              | 2028<br>年度              | 2029<br>年度              | 2030<br>年度              |
| RE100、RE-Actionへの参加事業者数(累計) | 16団体               | 18団体                    | 1  | 26団体                    | 31団体                    | 36団体                    | 40団体                    | 45団体                    | 50団体                    |
| ひょうご脱炭素経営スクール修了事業者数(累計)     | —                  | 15社                     | 1  | 40社                     | 60社                     | 80社                     | 100社                    | 120社                    | 140社                    |
| 兵庫県地球温暖化防止活動推進員活動件数※※       | 2,087件             | 2,062件                  | 5  | 2,000件                  | 2,000件                  | 2,000件                  | 2,000件                  | 2,000件                  | 2,000件                  |
| 家庭の脱炭素型ライフスタイルによる脱炭素量       | —                  | 1,178 t-CO <sub>2</sub> | 4  | 1,140 t-CO <sub>2</sub> | 1,180 t-CO <sub>2</sub> | 1,210 t-CO <sub>2</sub> | 1,240 t-CO <sub>2</sub> | 1,270 t-CO <sub>2</sub> | 1,300 t-CO <sub>2</sub> |
| 主な社会教育施設における環境学習プログラム参加者数   | 126,847人           | 149,385人                | 5  | 127,500人                | 128,000人                | 128,500人                | 129,000人                | 129,500人                | 130,000人                |
| 次世代人材育成プログラム参加者数            | 207人               | 166                     | 1  | 369人                    | 396人                    | 422人                    | 448人                    | 474人                    | 500人                    |

※計画策定時点での最新の実績値（以下、同じ）

※※兵庫県地球温暖化防止活動推進員の減少や高齢化が進んでいることから、現状水準の維持を目標に設定

## キ まとめ

○2023(R5)年度の再生可能エネルギーの導入量は、2022(R4)年度に比べ21.8億kWh増の73.0億kWhと大幅に増加していますが、一方で、2022(R4)年度の温室効果ガス排出量は、2013(H25)年度比▲16.9%と近年横ばい傾向にあります。目標達成に向けては、太陽光発電設備等の導入や省エネ取組の診断・支援・普及、温室効果ガス排出抑制制度の運用や事業者の脱炭素経営取組支援等により、工場・事業所や家庭、地域の脱炭素化を引き続き促進するとともに、さらなる取組の加速化に向け、県民・事業者・団体・行政等の各主体が一体で取り組む必要があります。

○県民向けには、太陽光発電設備等の導入補助や「ひょうご1.5℃ライフスタイルコンソーシアム」の取組等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換を後押しします。

○事業者向けには、企業の自主的な脱炭素化への取組促進を目的とした脱炭素経営スクールの開催や、太陽光発電設備等の導入補助及び共同調達支援事業等による再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

- 再生可能エネルギーによる地産地消を目指した取組として、北摂里山地域の取組を核とした木質バイオマスの利活用による地域循環共生圏の創出を促進するため、里山バイオマス活用コンソーシアムにおいて供給から需要面までの関係者の連携を強化するとともに、各地域の課題を抽出し、解決策を検討・提案するプラットフォームの構築を進めます。
- 地域団体による再エネ導入の取組支援と併せ、県内の多様な地域特性に適した再エネ導入を促進します。
- 令和4年9月に三井住友銀行から受けた3.5億円の寄付を活用するとともに、令和5年2月に締結した三井住友銀行、神戸大学、地球環境戦略研究機関(IGES)、神戸新聞社及び県の5者による連携協定により、カーボンニュートラルの実現に向けた政策提言や脱炭素経営等の広報・普及啓発、環境教育など、地域の脱炭素化に向けて連携することで、2030年度の目標達成、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。



## (2)「自然共生」～人と動植物が共存する豊かな自然の保全～

### ア ネイチャーポジティブの実現（重点目標）

#### (7) 県土（陸域）の自然環境保全割合

（評価：3）

##### 《現状と課題》

令和7年3月に生物多様性ひょうご戦略を改定し、2030年ネイチャーポジティブ※の実現に向け、2030年までに県土（陸域）の自然環境保全割合30%をめざしています。

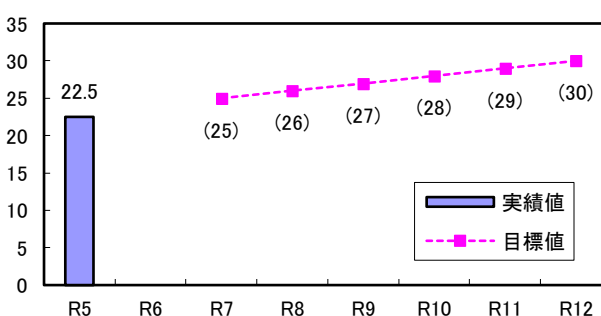
環境保全に関心のある企業からの寄付を、（公財）ひょうご環境創造協会が設置している「生物多様性ひょうご基金」で受け入れ、生物多様性保全に寄与するモデル的な活動として選定された「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」団体の活動費を助成するなど支援しています。

また、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として環境省から認定された「自然共生サイト」の県内における認定件数は、令和6年度末までで16件となっています。

##### ※ネイチャーポジティブ

日本語訳「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。生物多様性国家戦略では、2030年ネイチャーポジティブを達成するために、陸と海のそれぞれで30%以上の面積で健全な生態系を保全する30by30目標をはじめ、個人・団体を問わず全員が連携して取り組んでいく目標や施策が規定されている。

県土（陸域）の自然環境保全割合



##### 《今後の方針》

引き続き「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」の普及啓発を行うとともに、企業や県民の環境保全活動への参加を促し、地域の環境保全を促進します。併せて、自然共生サイトへの登録を推奨し、外来生物の侵入防止・防除に努める等、生態系の保全及び環境の回復を目指します。

### イ 人と野生動物の共存

#### (7) 野生鳥獣による農林業被害額

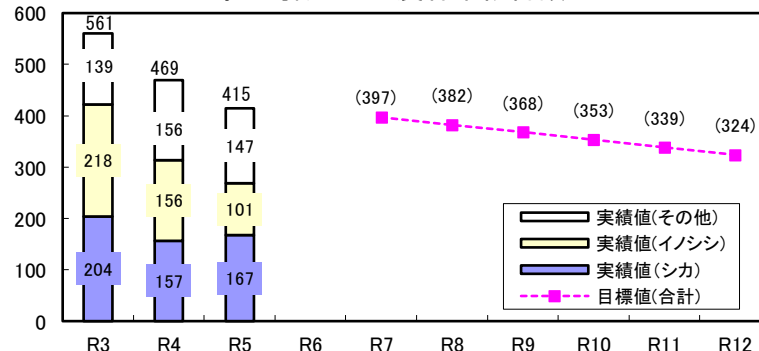
（評価：一※）

##### 《現状と課題》

令和5年度の野生鳥獣による農林業被害額は約4億1千5百万円となりました。被害を受けた集落に現地アドバイザーを派遣し、捕獲指導を行うなど、地域ぐるみでの捕獲対策を強化しています。

シカによる農林業被害額は平成22年度（約4億7千万円）をピークに減少に転じ、令和5年度は約1億6千

野生鳥獣による農林業被害額



※計画策定以降、新たな実績値が出ていないため、5段階評価は実施しない

【参考】下げることが望ましい指標の評価方法

達成率(%) = (実績値 - 現況値) ÷ (目標値 - 現況値) × 100  
 現況値・・・計画策定時(R7.3)での直近年度の実績値

7百万円となりました。農林業被害対策として、平成 30 年度から捕獲目標を 4 万 6 千頭に引き上げ、捕獲を進めています。

イノシシによる農林業被害額は令和 5 年度は約 1 億百万円と減少傾向にあるものの、豚熱の影響を受けている可能性があるため、今後の被害発生状況を注視する必要があります。また、神戸市等の都市部では人的被害も発生するなど、身近な生活環境にも影響が出ています。このため、令和 2 年度から捕獲目標を 2 万 5 千頭とし、防護柵の整備による被害対策を進めています。

## 《今後の方針》

野生動物による農林業被害の軽減等を目的に、鳥獣保護管理事業計画に基づき、①個体数管理(捕獲の推進等)、②被害管理(防護柵の設置等)、③生息地管理(広葉樹林の整備等)を進め、人と鳥獣との共存を図ります。

特に、集中的な管理が必要なシカ・イノシシは、狩猟や有害捕獲に加え、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して、高標高地など捕獲の進んでいない場所での捕獲ならびに農林業被害が深刻な集落等にアドバイザーを派遣し、ICT 技術とデータに基づき効率的な捕獲や追払い、集落点検を行う「スマート獣害対策モデル」の育成を推進しています。

また、三木市に開設した県立総合射撃場を活用し、捕獲者(カラー：Culler)や狩猟者の確保・育成を推進します。

## ウ 外来生物対策の推進

### (7) 県内で定着が確認された特定外来生物の種の数

(評価：5)

#### 《現状と課題》

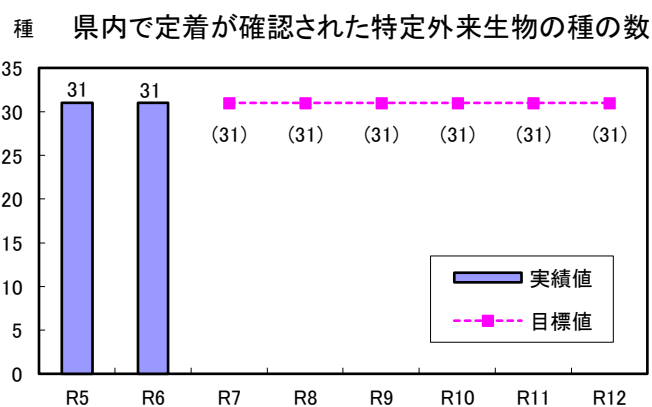
本県は、東西を貫く高速道路や国際港の神戸港等を有しており、国内外との人・モノの移動が活発な地域です。平成 17 年には国内で初めてヒアリが確認されるなど、特定外来生物の侵入リスクが高くなっています。

令和 6 年度時点では、県内において特定外来生物 31 種の定着が確認されています。

現状、定着種数に変動はありませんが、

特に、クビアカツヤカミキリ・ナガエツル

ノゲイトウ・アライグマ・ヌートリアについては、生息域が拡大傾向にあることから、専門家の指導の下、市町やその他関係者と連携し、重点的に防除対策に取り組んでいます。



## 《今後の方針》

対策には早期発見が重要なことから、通報フォームを作成し、広く県民に通報を呼びかけるとともに、啓発動画の作成、フォーラムの開催等、県民への普及啓発を進めています。

ナガエツルノゲイトウについては、副知事を会長とする防除対策会議を開催し、関係者と連携した防除を実施し、クビアカツヤカミキリについては、発見の通報があった際には、専門家等と連携した早期の初期防除により、分布拡大の防止に努めます。

## 工 里地里山の管理

### (7) 里山林整備面積（累計）

（評価：4）

#### 《現状と課題》

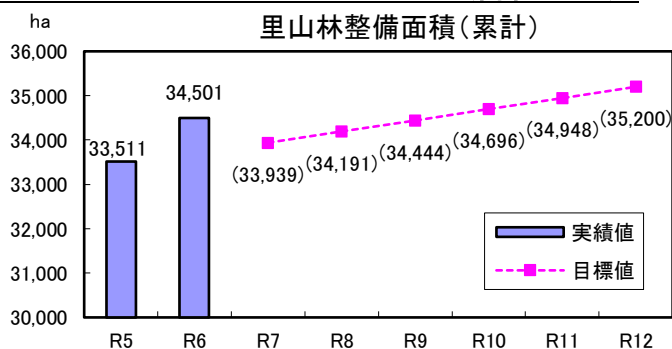
本県では、県民共通の財産である森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るとともに、人工林の間伐の繰り返しや里山林の再生、森林ボランティア活動の活性化などの新たな課題に対応するため、「公的関与による森林管理の徹底」「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として、令和4年度に策定した「新ひょうごの森づくり第3期対策」（令和4～令和13年度）を進めています。

地域住民等自らが集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動に対して活動経費等を支援するなど、里山林整備を進めてきた結果、令和6年度末の里山林整備累計面積は34,501haとなりました。

#### 《今後の方針》

森林の公益的機能を回復するため、引き続き「新ひょうごの森づくり第3期対策」（令和4～令和13年度）の着実な推進が必要です。

燃料革命以降、人々の生活様式の変化に伴い里山林が放置されているという問題があり、森林所有者だけでは適正な管理が難しい状況にあります。このため、地域住民等が連携して集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動を支援するとともに、森林ボランティアや「企業の森づくり」など、多様な担い手による森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の回復を進めます。



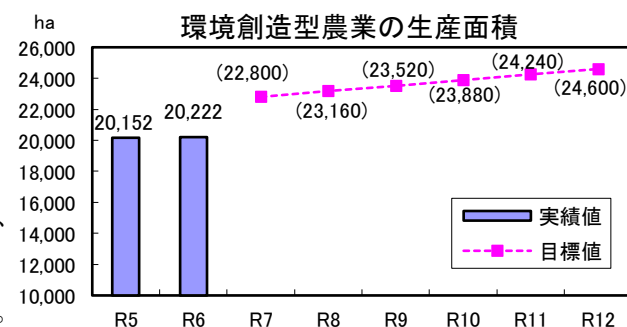
### (イ) 環境創造型農業の生産面積

（評価：4）

#### 《現状と課題》

地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を推進し、安全安心で良質な食料の持続的な生産を進めるため、環境創造型農業を兵庫県農業の基本として位置付け、農業者への環境創造型農業の推進及び消費者等への情報提供と理解の促進を図っています。

令和5年度は「有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会」を開催し、環境創造型農業の定義に脱炭素の取組を追加することが報告されました。令和6年度は有機農産物等の出口対策について施策展開を検討する「有機農産物等の流通・販売に関する検討会」を4回開催し、流通・販売対策の他、県民への理解促進対策も論点に検討し、報告書としてとりまとめました。



#### 《今後の方針》

令和5年度及び6年度の検討会での提言をもとに、有機農業を含む環境創造型農業の取組推進について、時代に応じた新たな定義を加えた再設定、先を見据えた中長期的に下支えできる体制づくりも合わせ、施策展開を検討します。



## (ウ) 自然を活かした川づくり・年間整備率

(評価：4)

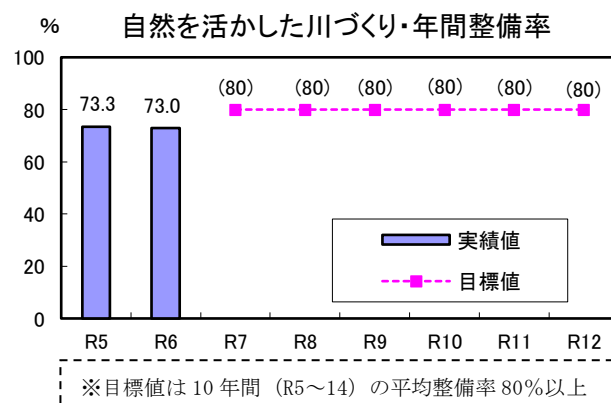
### 《現状と課題》

公共事業では、「生物多様性配慮指針」に基づき、地域特性を勘案しながら、環境配慮技術や工法を採用するなど、環境への配慮に努めています。

さらに、河川整備では、「“ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針」に基づき、河川が持つ多様な生物の生息・生育環境を保全するため、令和6年度は73.0%でコンクリートを使わない工法又は使用しても環境に配慮した工法を採用し、「自然を活かした川づくり」を行っています。

### 《今後の方針》

引き続き、「生物多様性配慮指針」に基づき、公共工事での環境配慮の一層の推進に努めます。



## オ 里海の管理

## (7) 漁場環境改善面積 (累計)

(評価：4)

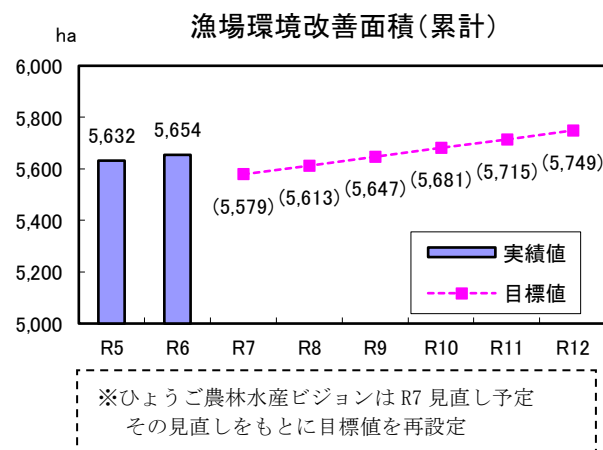
### 《現状と課題》

本県では、高度経済成長期の海面埋め立て等により多くの藻場や干潟が消失しました。近年は漁場整備事業等により、藻場の造成など生物生息環境の保全・回復が図られています。この結果、令和6年度の漁場環境改善面積（稚魚の保護や育成の場となる増殖場等の整備や覆砂等により、浅場の環境改善を実施した面積）は5,654haとなりました。

水産資源の維持・増大を図るため、第2の鹿ノ瀬構想などの漁場整備事業を引き続き実施するとともに、生物の生息場の再生に向けた増殖場等のリノベーション事業の検討を実施しています。また、藻場・干潟などブルーカーボン生態系の保全・再生・創出を行う団体に助成を行っています。

瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、令和元年10月に条例改正し、事業者と県民の責務を定めるとともに、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保するうえで望ましい海域の窒素・りん濃度を水質目標値(条例下限値～環境基準値(上限値))として設定しました。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法（令和3年6月改正）に基づく計画的な栄養塩類供給を行うため、瀬戸内海の関係府県に先駆け、令和4年10月に「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定しました。



## 《今後の方針》

引き続き、藻類の育成が可能な増殖場の整備を適地で進めるとともに、藻場・干潟等の保全・再生・創出を行う団体への助成や、海底耕うんやため池のかいぼり等浅海域の保全活動を行う漁業者への支援など豊かな海づくりのための取組を推進します。

また、兵庫県栄養塩類管理計画に基づき、工場や下水処理場からの計画的かつ順応的な栄養塩類供給が水質へ及ぼす影響について検証を行います。

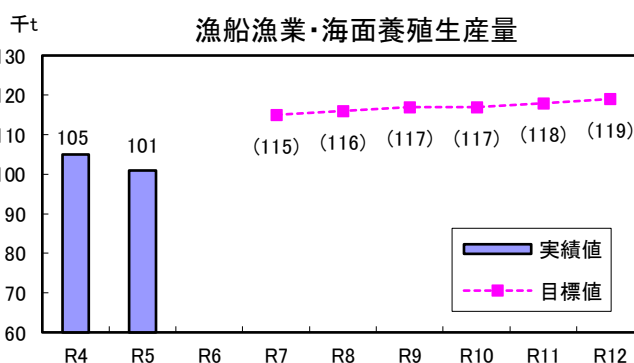
さらに、令和5年11月に改定した「瀬戸内海環境の保全に関する兵庫県計画」に基づき、藻場の拡大を図るため、産学官民による「ひょうごブルーカーボン連絡会議」において令和6年度に策定した「ひょうごアマモ場再生・創出ガイドブック」等を活用した藻場拡大の取組促進を図ります。

## (4) 漁船漁業・海面養殖生産量

(評価：4)

### 《現状と課題》

厳しい排水規制などで瀬戸内海の水質は改善しましたが、養殖ノリの色落ち被害や漁船漁業の漁獲量減少などの課題が生じ、その要因の一つに栄養塩類の濃度低下が指摘されています。令和元年10月に条例を改正し、「望ましい栄養塩類の濃度」を全国で初めて定めるとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法（令和3年6月改正）に基づいて計画的な栄養塩類供給を行うため、瀬戸内海の関係府県に先駆け、令和4年10月に「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定しました。また、漁業者等が行う海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組や地域団体等による藻場・干潟等の保全・再生・創出などの取組を支援するほか、適地で河川土砂を用いた浅場の造成や投石等を行い、藻場造成を中心とする増殖場の整備を進めています。



## 《今後の方針》

引き続き、漁業者等による海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組や地域団体等による藻場再生等を支援するとともに、増殖場の整備を進めます。

また、「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づく対象海域（大阪湾西部、播磨灘）での水質目標値の達成に向けて、工場や下水処理場からの計画的かつ順応的な栄養塩類供給を進めるほか、新たに栄養塩類増加措置に取り組む工場等の選定や栄養塩類供給方策の調査・研究等に取り組みます。

さらに、「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けて、地域団体、関係団体、事業者、行政等の幅広い主体による様々な取組を推進していくため、令和5年7月に設置した「ひょうご豊かな海づくり県民会議」にて、公民連携による県民総参加の運動を展開するとともに、令和6年1月に大阪府と連携して設立したMOBA（大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス）にて、大阪湾奥部での藻場創出や湾西部・南部での藻場保全・再生の加速化を目指します。さらに、令和5年11月に改定した「瀬戸内海環境の保全に関する兵庫県計画」に基づき、ブルーカーボン増加に向けた藻場づくり、ひょうごフィールドパビリオンを活用したエコツーリズムの推進、海洋プラスチックごみや気候変動など新たに顕在化している課題への対応などに取り組みます。

## カ 人と自然のふれあいの場の充実

### 《現状と課題》

- 居住地域で、山、川、海などの自然環境が守られていると思う人の割合は、増減を繰り返しながら長期的には増加傾向となっています。
- 県立都市公園は、令和6年度末現在で15公園、開園面積約1,136haを供用しており、全体で年間約1,200万人に利用されています。「環境との共生に資する公園」をテーマの一つとして、公園ごとの特性を活かした環境学習や自然体験などのプログラム実施を推進しています。

そのうち「尼崎の森中央緑地」では、周辺の流域等からタネを採取し、地域性の苗木を育て、生物多様性の森づくりを進める取組が、地域住民や企業・地域団体等との協働、参画により進められています。

- 自然公園では、自然を身近に感じられる機会を提供するための拠点施設として六甲山ビジターセンターなどの整備を進めています。六甲山ビジターセンターでは、ボランティアガイド「山の案内人」を組織し、センター周辺で自然観察会を開催するなど、自然とのふれあい活動を積極的に行っています。また、平成30年5月には六甲地域の賑わい創出の拠点となるようリニューアルを実施し、併せて通年開館としました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に利用者数が減少しましたが、現在は徐々に感染症拡大前の水準へと回復しつつあります。

- 令和7年3月に改定した「生物多様性ひょうご戦略」の推進には、行政はもとより県民、団体・NPO、事業者等の主体が、互いに連携し、それぞれの役割を担うことが不可欠です。本県では、生物多様性に係る先導的な取組を行うNPO等を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、その活動内容を広く情報発信して、県民や企業の参加を促しています。令和6年度までの生物多様性保全プロジェクト団体数は113団体で、①地域特有の生態系の保全・再生、②希少種の保全、③水辺環境の保全や外来生物の駆除等の取組を県下各地で展開しています。
- 幼児期の環境学習・教育を推進するにあたり、子どもたちの好奇心を刺激し学び続ける仕組みを提供することは重要です。県立人と自然の博物館では、令和元年度に「ふるさと兵庫こども環境体験推進事業（ひょうごエコロコプロジェクト）」を立ち上げ、県立人と自然の博物館の研究員やこども環境体験コーディネーターを幼稚園等に派遣するとともに、昆虫や植物の観察や親子参加型プログラムの実施等を通じて様々な体験機会を提供しています。
- 環境活動団体の活動発表やポスター展示、グループディスカッションを行う「ひょうごユース eco フォーラム」の開催を通して団体同士の交流促進を図り、次世代の人材育成を図っています。



地域団体による苗づくり活動



ボランティアガイドによる自然観察会

## 《今後の方針》

- 各種施策を展開することで、「居住地域で、山、川、海などの自然環境が守られていると思う人の割合」の増加をめざします。
- 県立都市公園では、都市における自然とふれあえる場としてさらなる利活用を推進するため、環境学習や自然体験などのプログラムの充実を図ります。そのうち「尼崎の森中央緑地」では、地域住民や企業・地域団体等との協働、参画による生物多様性の森づくりを推進するため、この取組のさらなるPRに努めます。
- 4面サラウンド映像で自然を体験できる「自然体験シアター」を用いた六甲山の魅力発信や山上事業者・環境活動団体と連携したイベント等を開催します。
- ひょうごの生物多様性保全プロジェクト団体の活動を一層促進するため、県民や企業等に対する活動の意義や活動内容のPR、相互に情報共有や交流を図るための活動発表会等の開催により、ネットワーク化の促進や個々の活動のレベルアップを通じて、多様な主体による自然環境の保全を推進します。
- 社会教育施設における環境学習を引き続き推進するにあたり、県立人と自然の博物館では、自然や生き物に対する意識や潜在的な興味関心を刺激する取組として、身近な自然や資料・標本を活用した学習プログラムや学習教材を開発し、来館者や地域の方々のダイバーシティに配慮した、インクルーシブな学習支援サービスを充実します。デジタル化社会が進む中で軽視されがちな「リアル」なモノ・コト・ヒトの触れ合いに基づく多様な学びの機会を提供します。
- 「ひょうごユース eco フォーラム」などを通じて、次世代人材育成を図るとともに、団体の交流を通じて、個々の活動のレベルアップや団体同士の連携・協働を促進します。

| 指標名                                              | 2023年度<br>(計画策定時) | 2024<br>年度               | 評<br>価 | 目標値          |              |              |              |              |              |
|--------------------------------------------------|-------------------|--------------------------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                                  |                   |                          |        | 2025<br>年度   | 2026<br>年度   | 2027<br>年度   | 2028<br>年度   | 2029<br>年度   | 2030<br>年度   |
| 居住地域で、<br>山、川、海など<br>の自然環境が守<br>られていると思<br>う人の割合 | 55.2%             | 53.2%                    | 2      | 前年度を<br>上回る  | 前年度を<br>上回る  | 前年度を<br>上回る  | 前年度を<br>上回る  | 前年度を<br>上回る  | 前年度を<br>上回る  |
| 県立都市公園の<br>年間利用者数 <sup>※</sup>                   | 12,332千人          | 12,152<br>千人             | 5      | 11,717<br>千人 | 11,717<br>千人 | 11,717<br>千人 | 11,717<br>千人 | 11,717<br>千人 | 11,717<br>千人 |
| 県内の自然公園<br>年間利用者数                                | 34,092千人          | 34,092<br>千人<br>(2023年度) | 4      | 37,500<br>千人 | 37,500<br>千人 | 37,500<br>千人 | 37,500<br>千人 | 37,500<br>千人 | 37,500<br>千人 |
| 生物多様性保全<br>プロジェクト選<br>定件数                        | 108件              | 113件                     | 4      | 112件         | 114件         | 116件         | 118件         | 120件         | 122件         |
| 主な社会教育施<br>設における環境<br>学習プログラム<br>参加者数            | 126,847人          | 149,385人                 | 5      | 127,500<br>人 | 128,000<br>人 | 128,500<br>人 | 129,000<br>人 | 129,500<br>人 | 130,000<br>人 |
| 次世代人材育成<br>プログラム参加<br>者数                         | 207人              | 166人                     | 1      | 369人         | 396人         | 422人         | 448人         | 474人         | 500人         |

※2024年度実績値が判明していない場合は、直近年度( )内の年度)の実績値により評価(以下同じ)

※※兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画(ひょうごパークマネジメントプラン)は令和7年度に見直される予定のため、目標値はその見直しをもとに再設定する

## キ まとめ

- 豊かな自然環境を守り育てるため、里地・里山・里海の回復に向けた取組が重点的に行われています。
- 「新ひょうごの森づくり」では、森づくりの担い手を育てる取組が活発に行われ、県民総参加の森づくりが進んでいます。
- 里地の対策として、人と自然との共生に取り組んでいます。農林業被害をもたらすシカの年間捕獲目標を平成 22 年度から年間 3 万頭、平成 30 年度からは 4 万 6 千頭として取り組み、年度毎での増減はあるものの被害は減少傾向を示しています。今後は、捕獲圧の弱い地域や生息域の拡大している地域での被害管理や捕獲強化とともに、シカの有効活用に向けたシカ肉処理加工施設の整備や活用できない捕獲個体の適正処理の推進に取り組んでいく必要があります。また、イノシシによる農業被害は減少傾向にあるものの、都市部での人的被害も深刻になるなど、被害対策を強化する必要があります。さらに、クマの出没件数の増加や、カワウによるアユ食害など、新たな課題に対して被害対策を講ずる必要があります。
- 「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けては、漁業者等が行う海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組や地域団体等による藻場再生などの取組を支援するほか、増殖場の整備を行っています。今後は、令和 5 年 7 月に設置した「ひょうご豊かな海づくり県民会議」にて、公民連携による県民総参加の運動を展開するとともに、令和 4 年 10 月に策定した「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づく計画的な栄養塩類供給、「瀬戸内海の実環境の保全に関する兵庫県計画」に基づくブルーカーボンや海洋プラスチック、気候変動対策などに取り組めます。



### (3)「資源循環」～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～

#### ア 廃棄物の発生の最小化（重点目標）

#### (7) 一般廃棄物排出量

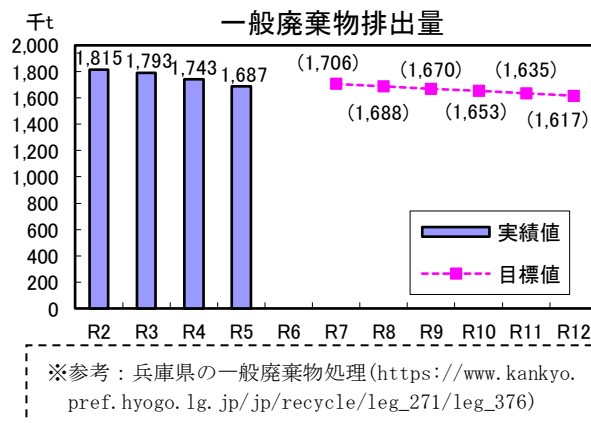
（評価：2）

##### 《現状と課題》

令和5年度の一般廃棄物排出量は1,687千tで、着実に減少しています。

一般廃棄物には、家庭生活から生じる家庭系一般廃棄物と事業活動から生じる（産業廃棄物以外の）事業系一般廃棄物がありますが、家庭系を減らす取組の一つとして、家庭の未利用食品をスーパー等を通じて福祉団体等に寄付する活動「フードドライブ」を、関係団体、スーパー、市町、県等で組織する「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」が中心になって、「ひょうごフードドライブ」として全県展開を図っており、令和6年度末時点で、33市町の388拠点で運動を実施しています。

令和6年1月に策定した兵庫県資源循環推進計画の目標達成に向けては、家庭系だけでなく事業系の削減にも、引き続き取り組んでいく必要があります。



##### 《今後の方針》

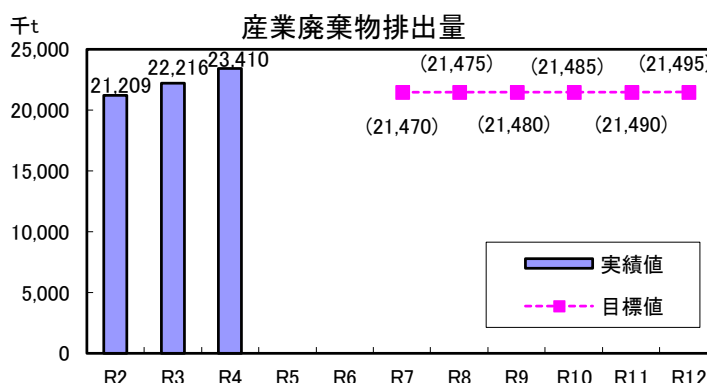
レジ袋有料化後の動向を踏まえ、ワンウェイプラスチックをはじめとするプラスチックごみ削減の更なる取組を推進するとともに、集団回収の促進、事業所における紙ごみのリサイクルの推進、「ひょうごフードドライブ」の全県展開などによる食品ロス削減等により、兵庫県資源循環推進計画の最終目標（R12年度 排出量1,617千t）達成に向け、ごみ減量化を促進します。

#### (イ) 産業廃棄物排出量

（評価：一※）

##### 《現状と課題》

令和4年度の産業廃棄物排出量は23,410千tで、新型コロナウイルス感染症による事業活動の落ち込みからの回復もあり若干増加していることから、引き続き産業廃棄物の発生抑制に向けた取組を進める必要があります。



##### 《今後の方針》

産業廃棄物排出量は、令和6年1月に策定した兵庫県資源循環推進計画の最終目標（R12年度 排出量21,495千t）達成に向け、産業廃棄物多量排出事業者をはじめとする事業者の排出抑制対策の徹底に取り組みます。

※計画策定以降、新たな実績値が出ていないため、5段階評価は実施しない（評価方法は、P18【参考】を参照）

※※産業廃棄物の排出量は、国の経済指標の動向を勘案すると増加が見込まれており、増加幅の縮小をめざし目標を設定

## イ 再生利用の推進

### (7) 一般廃棄物再生利用率

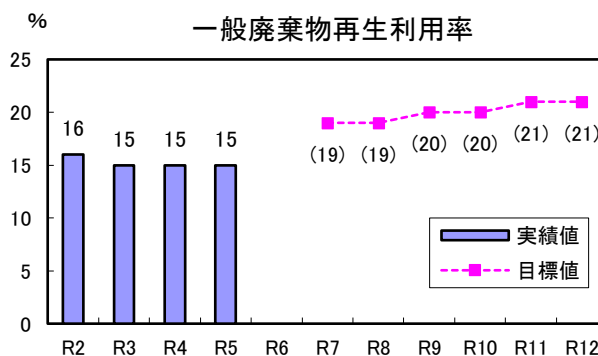
(評価：3)

#### 《現状と課題》

一般廃棄物再生利用率は、令和5年度は15%で全国平均(16%)をやや下回っており、今後、リサイクルを一層推進する必要があります。

#### 《今後の方針》

一般廃棄物再生利用率は、令和6年1月に策定した兵庫県資源循環推進計画の最終目標(R12年度 再生利用率21%)の達成に向けて、市町等と連携しながら様々な取組を推進します。



### (4) 産業廃棄物再生利用率(汚泥除く)

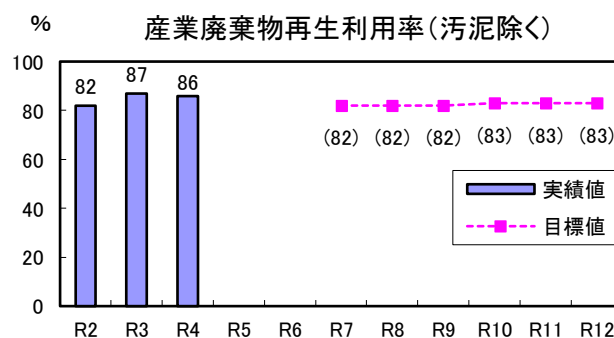
(評価：5)

#### 《現状と課題》

産業廃棄物再生利用率(86%、汚泥除く)は、近年横ばいで推移しており、兵庫県資源循環推進計画の中間目標(R7年度 再生利用率82%)を上回っています。引き続き産業廃棄物のリサイクルに向けた取組を進めていく必要があります。

#### 《今後の方針》

引き続き汚泥や建設廃棄物の再生利用の促進や、その他の廃棄物についても分別・再生利用の徹底に取り組みます。



※産業廃棄物の排出量は、国の経済指標の動向を勘案すると増加が見込まれており、増加幅の縮小をめざし目標を設定

### (7) 容器包装廃棄物分別収集率

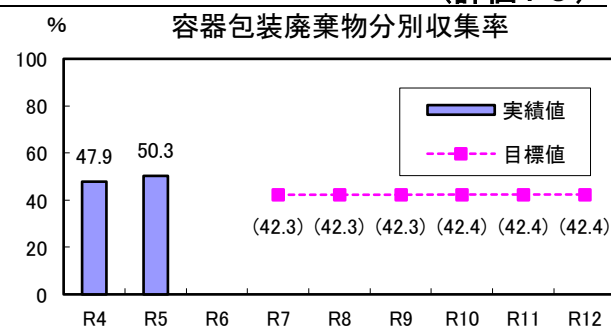
(評価：5)

#### 《現状と課題》

令和5年度の容器包装廃棄物分別収集率は50.3%で兵庫県分別収集促進計画(第10期)の中間目標を上回っています。また、平成28年度から10品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合が100%となっており、着実に取組が進んでいます。

#### 《今後の方針》

令和元年5月に国が「プラスチック資源循環戦略」を策定したことを踏まえ、令和2年度から、3Rの取組徹底を基本としつつ、ワンウェイプラスチックの削減や代替素材への転換など、新たな資源循環の取組を強化し、海ごみ対策も含めた「プラスチックごみゼロアクション」を展開しています。



※兵庫県分別収集計画は令和7年度に見直される予定  
その見直しをもとに目標値を再設定



令和4年度からは、「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」を展開しており、観光やスポーツ等、異分野の業種や市町、リサイクラーと連携し、プラスチック資源循環促進方策の具現化に取り組んでいます。

令和5年度には、環境省及び瀬戸内海関係 14 府県において、海ごみ削減に向けたアクションについて連携する「瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク」が立ち上げられたことから、近隣府県とも情報共有を行い、率先した取組を進めています。

令和6年度には、食品トレーメーカーと小野市と協働して、地元小学生がデザインした海ごみ問題を啓発するオリジナルエコトレーを製作しました。それが市内スーパーで採用され、トレーの水平リサイクルを普及啓発しています。また、PET ボトルの水平リサイクルを推進する「ひょうご PET ボトルサーキュラーネットワーク」（リサイクラー1 社、清涼飲料メーカー 5 社）の発足や、ポリエステル製スポーツウェアの水平リサイクルを啓発する回収イベント（大阪マーヴェラス（バレーボールチーム）協力）の実施など、資源循環促進方策の具現化に向けた取組を引き続き推進します。

## ウ バイオマス資源の利活用

### (7) 木質バイオマス発電用燃料供給量（累計）

（評価：5）

#### 《現状と課題》

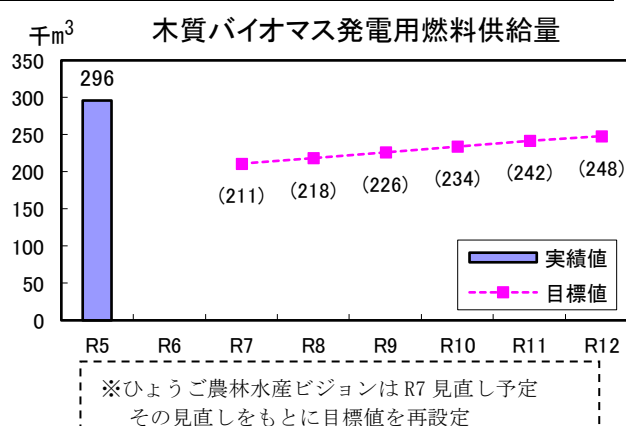
再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電所が、赤穂市（㈱日本海水、第1発電所 H27.4 稼働開始、第2発電所 R3.1 稼働開始）、丹波市（パルテックエナジー㈱、H29.12 稼働開始）、姫路市（広畑バイオマス発電㈱、R5.12 稼働開始）、朝来市（大東バイオエナジー㈱、R6.4 稼働開始）で稼働し、木質バイオマスの利活用は増加しています。

利用されずに放置されていた間伐材や林地残材などの未利用木材を発電用燃料として利用することで、森林所有者等に新たな収入が生まれ、長期的視点に立った林業経営の推進につながることから、「伐採、利用、植栽、保育」の林業生産サイクルが円滑に循環し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる「資源循環型林業」の構築にもつながると期待されます。

今後は、需要増加が見込まれる木質バイオマス発電用として、未利用木材を安定的に供給する取組を強化する必要があります。

#### 《今後の方針》

未利用間伐材等を低コスト、かつ、安定的に供給していくため、林業事業体に対して、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場整備への支援を行い、あわせて、効率的な集材方法や山土場での乾燥方法、運搬方法等について普及モデルの作成を進め、現地研修会等を通じて指導します。また、燃料用チップ製造設備等の導入を計画している事業体に対し、事業計画の策定等を支援します。



## 工 廃棄物の最終処分量の削減

### (7) 一般廃棄物最終処分量

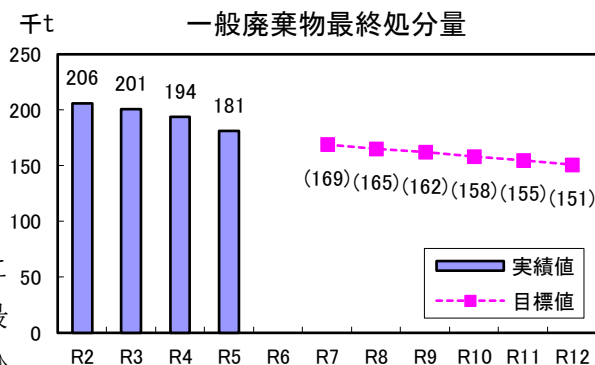
(評価：1)

#### 《現状と課題》

一般廃棄物について、令和5年度の最終処分量は181千tとなり減少傾向がみられます。

#### 《今後の方針》

市町と連携し、県民への情報提供や普及啓発に取り組むなど、一般廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量の削減を図ります。また、市町の(公財)ひょうご環境創造協会のセメントリサイクル事業への利用を促進し、焼却灰及びばいじんの再生利用を推進します。



### (4) 産業廃棄物最終処分量

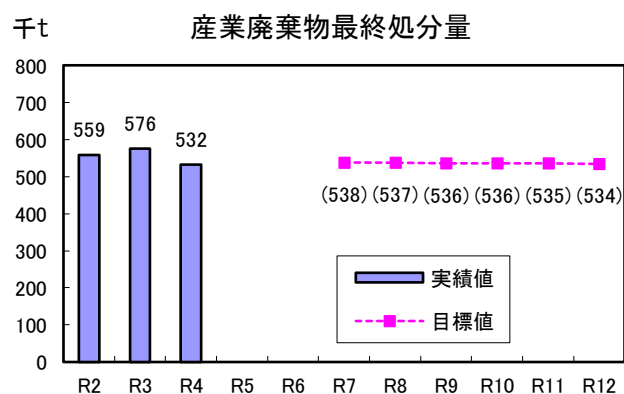
(評価：5)

#### 《現状と課題》

産業廃棄物について、令和4年度の最終処分量は532千tと概ね横ばいで推移しています。

#### 《今後の方針》

産業廃棄物最終処分量の削減のため、引き続き、多量排出事業者(約350事業所)を中心に、毎年の処理計画・報告書の指導等により、発生抑制・再生利用を促進するとともに、適正処理を推進します。



※産業廃棄物の排出量は、国の経済指標の動向を勘案すると増加が見込まれており、増加幅の縮小をめざし目標を設定

## オ 産業廃棄物の適正処理の推進

### (7) 電子マニフェスト加入者数

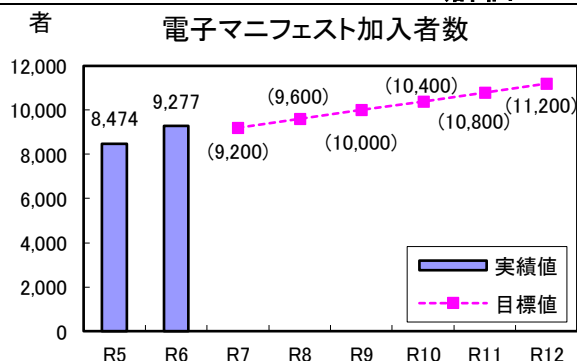
(評価：4)

#### 《現状と課題》

電子マニフェストは処理状況の即時把握に優れ、その普及により不適正処理の原因者究明の迅速化と事務の効率化が図られます。IT化の進展も加わり、着実に電子マニフェストの利用が増加しています。

#### 《今後の方針》

手続きの簡素化などの利点を周知しつつ、排出事業者・処理業者の全てに電子マニフェストの普及を進めていきます。



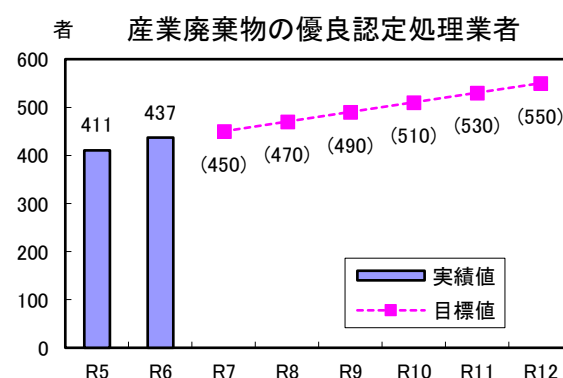
## (イ) 産業廃棄物優良認定処理業者

(評価：3)

### 《現状と課題》

廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物処理業者認定制度(H23.4運用開始)は、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすくすることにより、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ることを目的としており、制度開始以降、認定業者数は順調に増加しています。

今後さらに、優良処理業者を育成・認定していく必要があります。



### 《今後の方針》

廃棄物関連の研修会や県の窓口への申請時など、あらゆる機会をとらえて制度の周知徹底を図り、優良な処理業者の育成に努めます。

## カ 県民参加活動の推進

### 《現状と課題》

○令和6年度のクリーンアップひょうごキャンペーン期間中には、86事業所・団体の協賛、協力をいただき県民約55.6万人が参加し、ごみ等を約3,798t回収しました。新型コロナウイルス感染症による影響を受け、参加者数が減少していましたが、徐々に感染症拡大前の水準に戻りつつあります。

○海ごみリーダー養成講座を開催するなど、人材育成に取り組んでいます。



クリーンアップひょうごキャンペーン  
キックオフイベント

### 《今後の方針》

美しいまちづくりには、県民一人ひとりの環境意識の向上が第一であるため、ごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した啓発・美化活動や人材育成を図るなど、引き続き環境問題全体への関心を高め、美しいまちづくりや循環型社会づくりにつなげます。

| 指標名                       | 2023年度<br>(計画策定時) | 2024<br>年度 | 評価 | 目標値        |            |            |            |            |            |
|---------------------------|-------------------|------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                           |                   |            |    | 2025<br>年度 | 2026<br>年度 | 2027<br>年度 | 2028<br>年度 | 2029<br>年度 | 2030<br>年度 |
| クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数     | 520,000人          | 556,000人   | 3  | 600,000人   | 640,000人   | 680,000人   | 720,000人   | 760,000人   | 800,000人   |
| 主な社会教育施設における環境学習プログラム参加者数 | 126,847人          | 149,385人   | 5  | 127,500人   | 128,000人   | 128,500人   | 129,000人   | 129,500人   | 130,000人   |
| 次世代人材育成プログラム参加者数          | 207人              | 166人       | 1  | 369人       | 396人       | 422人       | 448人       | 474人       | 500人       |

## キ まとめ

- 一般廃棄物排出量は減少傾向ですが、一層の削減取組が必要です。最終処分量は順調に減少していますが、再生利用率は令和5年度で15%と全国平均(16%)をやや下回っており、今後、リサイクルを一層推進する必要があります。
- 産業廃棄物は、排出量が近年増加、最終処分量及び再生利用率(汚泥除く)が近年概ね横ばいで推移しており、ひょうごエコタウン推進会議等による新たな再生利用技術の開発や多量排出事業者対策を含めた発生抑制に向けた取組を一層推進するとともに、引き続き再生利用等に向けた取組を継続して行う必要があります。
- なお、令和6年1月に兵庫県資源循環推進計画を策定し、令和12年度を目標年度(令和7年度を中間目標年度)とした目標を設定しました。今後、この目標達成に向けて、市町等と連携しながら様々な取組を推進します。
- バイオマスの利活用では、「ひょうごバイオマス eco モデル」として先進的な事例が増えています。引き続き、地域特性に合ったバイオマスの利活用を進める必要があります。
- 平成30年の海岸漂着物処理推進法改正を受け、令和2年3月に海岸漂着物等の対策推進地域計画を改定し、流域圏での発生源対策の徹底、漂流・海底ごみを含めた回収・処理、プラスチックごみ対策の強化等を盛り込み、プラスチックごみを含む海ごみの着実な回収・処理と排出抑制・リサイクルを推進します。さらに、プラスチックごみゼロアクションに加えて、令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、再生可能資源への代替(リニューアブル)の観点も加えた新たな資源循環の取組を促進します。
- また、「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」を令和4年度より展開しており、観光やスポーツ等、異分野の業種や市町、リサイクラーと連携し、プラスチック資源循環促進方策の具現化に取り組めます。

## (4)「健全・快適」～健全で快適な生活環境の確保～

### ア 大気環境の保全

#### 《現状と課題》

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともに、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)と有害物質の環境基準は、全地点で達成しています。

PM<sub>2.5</sub>の注意喚起情報は、平成25年3月に実施体制を整備し、これまでに3回(H26.2.26、H26.5.30、H26.6.1)注意喚起を行いました。

光化学オキシダントは、令和6年度は一般環境大気測定局49局で測定を行い、全局で環境基準非達成であり、全局の昼間の日最高1時間値の平均値は0.049ppmでした。なお、光化学スモッグ注意情報の発令はありませんでした。

#### 《今後の方針》

PM<sub>2.5</sub>は、全局で環境基準を達成しましたが、引き続き、PM<sub>2.5</sub>の監視を行い、適切に情報発信していくとともに、効果的なPM<sub>2.5</sub>対策を検討するため、PM<sub>2.5</sub>の成分分析による発生源の解析などの研究を行います。

光化学オキシダントは、環境省から平成28年2月に示された光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標の活用を検討するとともに、引き続き監視を行います。

| 指標名                            | 2023年度<br>(計画策定時) | 2024年度 | 目標値         |
|--------------------------------|-------------------|--------|-------------|
|                                |                   |        | 2025～2030年度 |
| 一般環境大気測定局における環境基準達成状況          |                   |        |             |
| 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )       | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )       | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)                  | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 光化学オキシダント (Ox)                 | 0%                | 0%     | 100%をめざし上昇  |
| 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )   | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況         |                   |        |             |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )       | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)                  | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )   | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 大気環境調査におけるダイオキシン類の<br>環境基準達成状況 | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 有害物質に係る環境基準達成状況                | 100%              | 100%   | 100%を維持     |

## イ 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止

### 《現状と課題》

令和6年度の健康項目の環境基準は、河川(225地点)は212地点で達成、海域(77地点)は全地点で達成、湖沼(1水域：千苅水源池)は非達成となっています。全窒素・全りん的环境基準は、海域の9水域全てで達成しています。水質目標値(下限値)は、9水域中全窒素は3水域、全りんは8水域で達成していますが、瀬戸内海における望ましい栄養塩類濃度の達成に向けては、関係機関等と連携した一層の取組が必要です。



水質調査（海域）の状況

地下水(89地点)は、80地点で環境基準を達成しています。

### 《今後の方針》

引き続き、排水基準等の遵守状況の確認、環境基準達成に向けた各種施策を実施していくとともに、豊かで美しい「里海」として瀬戸内海を再生させるため、栄養塩類の円滑な循環・管理を目指した効率的、効果的な施策等を実施します。

| 指標名                             | 2023年度<br>(計画策定時) | 2024年度 | 2025～2030年度 |
|---------------------------------|-------------------|--------|-------------|
| 河川における生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成状況  | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 海域における化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成状況    | 77%               | 73%    | 100%をめざし上昇  |
| 湖沼における化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成状況    | 0%                | 0%     | 100%をめざし上昇  |
| 公共用水域における健康項目の環境基準達成状況          | 96%               | 96%    | 100%をめざし上昇  |
| 公共用水域における全窒素・全りん的环境基準達成状況       | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 瀬戸内海における望ましい栄養塩類濃度(全窒素・全りん)達成状況 | 24%               | 24%    | 100%をめざし上昇  |
| 水質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況      | 100%              | 100%   | 100%を維持     |
| 底質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況      | 100%              | 100%   | 100%を維持     |



## ウ 身近な生活環境の保全

### 《現状と課題》

主要な道路沿道での自動車騒音の環境基準達成状況は、近年 85%前後で推移しています。

また、新幹線鉄道沿線では、令和 6 年度の調査の結果、近接軌道中心から 25m の地点において、7 地点中 2 地点で環境基準を達成しています。

大阪国際空港周辺の令和 6 年度の騒音調査※では、11 測定局中 9 局で環境基準を達成しています。

### 《今後の方針》

引き続き、主要な道路沿道等での騒音測定を実施し、騒音の状況を監視します。

| 指標名                                  | 2022年度<br>(計画策定時) | 2024年度          | 2025～2030年度 |
|--------------------------------------|-------------------|-----------------|-------------|
| 自動車騒音測定地点における全時間帯<br>(昼・夜)での環境基準達成状況 | 80%<br>(2022年度)   | 82%<br>(2023年度) | 100%をめざし上昇  |

## エ 不法投棄対策の推進

### 《現状と課題》

令和 6 年度の大規模な不法投棄事案は 3 件で、投棄量は 63t でした。

県警察と連携して不適正処理事案にあたる監視班（本庁）や不適正処理監視員（各県民局）を配置して、不法投棄の未然防止及び早期対応を図っています。不法投棄事案に対しては、早期発見及び早期対応を中心に、排出事業者と処理業者を対象として多角的に対策を進めていく必要があります。

### 《今後の方針》

引き続き、現状の監視体制で早期発見及び早期対応を進めます。また、不法投棄を生じさせないためには、適切な事業環境が保たれていることが必要であり、許認可手続きを厳正に進めるとともに、事業者に対して適宜必要な指導を図ります。

| 指標名             | 2023年度<br>(計画策定時) | 2024年度 | 2025～2030年度 |
|-----------------|-------------------|--------|-------------|
| 10t以上の不法投棄事案の件数 | 1件<br>(2023年度)    | 3 件    | ゼロをめざし低減    |